

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	調査係長	調査係

COOLS	
H	P

建設常任委員会会議 録			
日 時	平成 18 年 6 月 22 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 3 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、武井副委員長、森井、前田、新谷、松本、久末、 齊藤（陽） 各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、前田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、順次、説明願います。

「駅前第3ビル再開発の進ちょく状況について」

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

駅前第3ビル再開発の進ちょく状況について報告をさせていただきます。

平成18年5月8日に開催された当委員会におきまして、小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会では、平成18年2月20日に作成した計画案をベースに、ホテル誘致や事業計画、プール導入などの具体的な検討を行ったことについて報告をさせていただきました。その後、実施に向けた事業計画案やディベロッパーなど、一定の方向性が見えてきたことから、平成18年5月30日に準備会の臨時総会が開催され、その内容について承認されましたので、報告いたします。

まず、資料1ですが、施設計画案でございます。お手元に配布している資料を見ていただきたいと思います。

1枚目は、立面図ですが、小樽駅側から見た図で、右側は中央通となっております。中央通側がホテル棟で、これは地下1階、地上9階建てで、高さ約33メートル、手宮側がマンション棟で、地下1階、地上17階建てで、高さが約60メートル、その中間を地下1階、地上2階建ての施設で構成されております。前回話させていただきましたが、店舗、ホテル、マンションを上下に重ねた一体型案についても検討いたしましたが、将来の権利関係などが複雑化し、改修時の調整が難しくなることから、最終的にツインタワー型で計画することとしております。

2枚目が、地下の平面図でございます。テナントとしての店舗スペース、店舗やホテル用として2基の立体駐車場、20台の自走式の駐車場、また、左側にもマンション用として2基の立体駐車場、その他各施設の機械室関係が配置されております。

3枚目が、1階の平面図でございます。1階は、権利者を中心とした店舗スペースが大半を占めております。一部、図面の右上にホテルのロビー、朝食コーナー、事務室など、また、左下にマンションのエントランスが配置されております。

4枚目が、2階の平面図でございます。2階は、すべてホテルの用途で展開されており、宿泊室7室のほかは温浴施設となっており、浴室のほか、食堂やマッサージ室などが配置されております。

5枚目が、3階の平面図でございます。右がホテル棟の基本プランで、宿泊室28室、9階まで同じ計画となっており、全部で203室が計画されております。左側がマンション棟で、トランクルームのほか、住宅6戸が配置されております。

6枚目が、マンション棟の4階以上の基本プランで、1階1フロア8戸、17階建てで、全部で118戸が計画されております。

図面については以上です。次に事業参加者についてであります。1階に配置される店舗等の所有、運営者につきましては、権利者の方が中心となっております。また、マンションについては、大和ハウス工業株式会社が床を所有・分譲し、ホテルと地階の床については、株式会社北海道アーバンコーポレイションが所有し、ホテル運営は株式会社共立メンテナンスが行うということで、現在、詳細の条件整備を行っているところであります。総事業費につきましても、鋭意、精査しているところでありますが、現段階では約65億円と試算されております。

次に、この実施予定の計画案へのプールの導入についての検討結果であります。平成18年5月8日に説明した内容を踏まえ、今回はプール導入が可能な、地下にプールを設置する案と2階にプールを設置する案の2案に絞っ

て物理的な面、事業収支の面などから検討しております。

検討案 1 をごらんいただきたいと思います。この案につきましては、現在の耐圧盤を解体し、さらに掘り下げ、地下にプールを建設する案です。

まず、物理的な面からの検討結果についてですが、1 点目として、耐圧盤を解体することは、解体費や新たな耐圧盤の設置費、さらには水対策などの費用がかさむことや、騒音、振動や地盤沈下など、さまざまな対策が必要なこと、また、それに伴い、工期が長くなることなど、事業収支に大きな問題が発生すること。

2 点目として、プールはロングスパン構造であることから、プールの上に 2 層の店舗が重なることにより、プール部分には相当の構造補強が必要となり、建設コストが上がること。

3 点目として、計画案では、これまで権利者が強く望んでおりました自走式駐車場を、地下に 20 台分確保しておりますが、この案では設置できなくなること。

4 点目として、建築基準法では、容積率算定の際の床面積には「駐車場部分の床面積や延べ床面積の 5 分の 1 以内に限り算入しない」との緩和規定があり、当該計画ではこの緩和規定の適用を受け、地下駐車場を計画しておりますが、この緩和規定の適用を受けられなくなることにより、地下駐車場の床面積約 600 平方メートル分が容積率オーバーとなり、その分、ホテルやマンションの床面積を減らさなければならなくなり、このことにより事業収支が悪くなることなどの問題点が挙げられております。

次に、検討案 2 でございます。この案につきましては、2 階にプールを設置する案でございます。

まず、物理的な面からの検討結果についてでございますが、1 点目として、2 階フロアのプールの用途以外のスペースが位置的に 1 階の店舗との関連性がなく、独立した展開となり、床取得者がいなくなること。

2 点目として、マンションの 3 階 2 戸、4 階 2 戸の札幌側角住戸は、本来 2 方向に窓をとれる間取りとなっておりますが、プールが 2 層分の階高であるために、札幌側に窓がとれなくなり、角部屋としての価値が下がること。

3 点目として、マンション 4 階の札幌側住戸 2 戸の窓が小さくなり、住戸として成立しなくなること。

4 点目として、2 階に重量物であるプールを導入することにより、下部施設の構造補強が必要となり、建設コストが上がることなどの問題点が挙げられております。

また、資金的な面からの検討ですが、物理的な問題点である容積率オーバーやマンション住戸の不成立などによる保留床処分金の減少、重量建築物導入による構造補強などの建設コストアップなどで、事業収支が合わなくなるといった問題点が挙げられております。

以上、検討した結果、準備会としましては、物理的な面、資金的な面の両面から、プール導入は困難としたものであります。

このことを受けて、市でも平成 18 年 5 月 31 日に関係部長会議を開催し、準備会からの検討結果やプールを導入した場合の市の財政負担など、総合的に検討した結果、最終的に当該事業にプールの導入を求めることを断念したものであります。

今後のスケジュールにつきましては、議会終了後、再開発事業に関する都市計画の受付に入り、本年度中に基本設計、実施設計、権利変換計画を行い、平成 19 年度に工事着工、平成 21 年 3 月の完成を目指すこととしております。

委員長

「街なか活性化計画の変更について」

(建設)まちづくり推進課長

街なか活性化計画の変更について報告をいたします。

街なか活性化計画は、平成 11 年に策定した市街地の整備改善と商業の活性化に関する基本計画であります。新規事業の追加などを行う場合には、基本計画の変更が必要であります。駅前第 3 ビル再開発につきましては、第 1 種

市街地再開発事業による建物の建設を平成19年度に着手することを予定しており、国等の支援を得るためには、街なか活性化計画にこの事業を位置づける必要があることから、新規事業として追加するものであります。

資料 2 をごらんください。

変更箇所でありますけれども、「V市街地の整理改善のための事業に関する基本的な事項」の「2事業に関する事項」の「市街地再開発事業」に、「b小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業」を追加するものです。

変更した計画書につきましては、今月中に国の中心市街地活性化推進室に送付いたします。

委員長

「景観法に対する取組について」

(建設)まちづくり推進課長

景観法に対する取組について報告をいたします。

本市は、これまで昭和58年に「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を、また、平成4年にはさきの条例を引き継ぐ形で新たに、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を施行し、歴史的景観に加え、本市の特性である自然景観や眺望景観を守るとともに、新築される建物の誘導や緑化の推進などを図ってまいりました。しかしながら、本市におきましても、近年、景観の保全に対してさまざまな問題が出現し、現行の景観条例では十分な対応が難しい事例も多くなってきています。現行の景観条例に基づく景観行政の取組は、行為の届出勧告制といったソフトな手法が主であり、強制力といった点では一定の限界がありました。平成17年6月に制定された景観法によって、地方自治体のこれまでの取組の弱点をカバーし、法的根拠を持った強制力のある条例を制定することが可能となりました。今後、本市におきましても、景観法に基づいたさまざまな施策が有効に活用できるものと考えられますので、景観法に基づく景観条例の改正について進めてまいりたいと思います。

次に、これからの取組ですが、景観法に基づく景観行政を推進するためには、景観行政団体となる必要があります。小樽市が景観行政団体となるためには、北海道知事の承認が必要であるため、今後、北海道と協議をし、今年中に景観行政団体となるよう手続を進め、引き続き良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定める景観計画の策定、並びに景観条例の改正を行ってまいります。また、景観上特に重要な地区については、その地区内での景観を阻害するような建築行為に対して、その制限や是正命令が可能となる景観地区の指定を目指し、今後、地区内の土地所有者や事業者との協議を行い、十分なコンセンサス形成を図ってまいりたいと考えております。

委員長

「歩行者案内標識の整備について」

(建設)都市計画課長

歩行者案内標識の整備について、現在の取組状況等の報告をいたします。

本市は、観光客が多く、観光スポットが一定程度集中していることなどから、国、道、札幌市などで構成される北海道ブロック道路標識適正化委員会において、歩行者案内標識整備のモデル地区として選定され、国、道、市が連携し、歩行者案内標識の整備を行うものであります。

これまでの取組状況についてであります。学識経験者、観光関係者、道路管理者等で構成される小樽案内標識整備協議会を平成17年12月に設置し、これまで3回の協議会において、表示内容、配置計画、デザインなどについて検討を進めてきたところであります。本市は、良質な観光資源に恵まれ、国内はもとより、海外からも多くの観光客が訪れておりますことから、外国人など多様な観光客に対応した多言語表記や絵文字、いわゆるピクトグラフなどのユニバーサルデザインを取り入れるとともに、表記、デザインの統一を図るなど、日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が安心してひとり歩きができる環境を目指すこととしております。

次に、具体的な整備内容でございますけれども、掲示の資料をごらんください。

整備のエリアはおおむね小樽市中心部の市道住吉線から北運河までとしておりますが、設置位置に応じまして、

広域的な図面を使用し、施設等を掲載した総合案内標識、エリアを絞り、地区内の施設等を掲載した地区案内標識、施設の方向、距離等を示した誘導標識を整備することとしております。

今年度は、国、道によって試行を行うこととしており、国道 5 号、中央通で総合案内標識を 2 基、地区案内標識を 1 基、誘導標識を 6 基程度整備することとしております。今年度試行するエリアにつきましては、JR 小樽駅から運河までの中央通でございます。

設置の効果の検証を目的とした観光客へのヒアリング調査等を実施することとしており、その調査結果を踏まえ、必要な見直しを行い、来年度の事業に反映することとしております。

平成19年度には、国、道と連携し、本市においても整備を行う予定となっておりますが、観光都市小樽にふさわしい歩行者案内標識の設置に努めてまいりたいと考えております。

委員長

「北海道横断自動車道について」

(建設)都市計画課長

北海道横断自動車道小樽 - 余市間につきましては、観光資源が豊富な積丹半島地域と道央圏を結び、道内における重要な観光ルートであると同時に、並行する国道 5 号のバイパスとして、慢性的な交通渋滞の解消、救急医療、災害時の代替ルートとしても重要な道路であります。本年 4 月 1 日に事業着手しましたので、これまでの経緯、事業計画等について報告いたします。

資料 3 の 1 ページをごらんください。

経緯についてであります。昭和60年 5 月に、後志管内の市町村長、議会議長、経済団体などで構成する北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会が設立され、早期整備に向けて、国等の関係機関へ要望活動を行ってきたところであります。平成 3 年 12 月に基本計画区間となり、その後、平成 11 年 12 月には整備計画区間へ昇格し、本年 2 月 7 日の第 2 回国土開発幹線自動車道建設会議において、小樽 - 余市間は有料道路方式で、新会社が建設する高速道路とされ、2 月 10 日には高速道路株式会社が新設又は改築を行うべき高速道路として、国土交通大臣の指定を受けました。本年 3 月 31 日には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社が協定締結、機構による業務実施計画の認可申請と国土交通大臣認可を、また東日本高速道路株式会社による事業許可の申請と国土交通大臣許可がなされ、4 月 1 日、東日本高速道路株式会社により事業着手となったものでございます。

次に、小樽 - 余市間の概要について説明いたします。

資料 3 の 2 ページをごらんください。

施工区間は小樽市新光町から余市町登町までの 23.4 キロメートルとなっており、用地買収 4 車線、工事施工は 2 車線となっております。小樽市内にはインターチェンジが塩谷に 1 か所建設され、道道小樽環状線に連結する予定となっております。また、工事予算につきましては約 1,060 億円、完成予定につきましては平成 30 年度となっております。

本市の対応についてであります。本年 4 月、東日本高速道路株式会社との連絡調整等を図るため、関係部局による庁内の支援体制を整えたところであります。本年度は測量等の現地調査を予定していると聞いており、6 月 29 日より 7 月 19 日までの間、地域ごとに 13 回の地元説明会が予定されておりますが、測量のための土地立入り等に対し、地域の理解を得るよう努めるなど、高速道路の着実な整備に向け、支援を行うことにしております。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について説明を願います。

「議案第 16 号小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案について」

(建設) 庶務課長

議案第16号小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

駅前広場駐車場につきましては、本年4月から、指定管理者制度の導入により、小樽駅前ビル株式会社が管理を行っておりますが、このたびの改正は、回数駐車券を利用できることにより、1回分お得な駐車場利用料金を設定し、利用者の利便性の向上と駐車場利用の促進を図るため、条例の改正を行うものであります。

委員長

「議案第23号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について」

(建設) 庶務課長

議案第23号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

改正の内容としては、2点あります。

1点目は、市営住宅の管理を、指定管理者制度に移行するための改正です。市営住宅は44団地、3,612戸あり、この管理は現在、財団法人北海道住宅管理公社に業務委託しておりますが、今年度内に指定管理者を公募により決定し、平成19年度からの導入を予定しているものです。このため、指定管理者に関する情報を加えるとともに、所要の改正を行うものです。

2点目は、桜E住宅の駐車区画を増設するための改正です。桜E住宅は平成11年に完成し、住戸数79戸で駐車区画数が41区画であります。建替え事業のため、当時の車の所有台数等で区画数を決めておりましたが、その後、入居者の車の所有状況が変化したことから、駐車場を整備拡張し、14台増やして55台にするために、区画数の改正を行うものです。施行期日については、指定管理者に関する事項が平成19年4月1日、駐車区画の増設が本年の11月中旬を予定しております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

新谷委員

駅前第3ビルのプール存続について

最初に、第3ビル再開発のことなのですが、昨日も予算特別委員会でプールについては質問いたしましたが、今の説明でもいろいろな案が示されて、設計とかコストの面でうまくないということで、だめだということなのですが、プールを導入することにより事業費が一体どれだけ上がるのかということを示されていませんので、示してください。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

今の基本計画といいますか、このたたき台で、コンサルタントが概算で試算をした中身では、検討案1あるいは2、両案につきまして、約5億円強の事業費が上がるという試算がなされているところであります。

新谷委員

そうしますと、小樽市が権利を持つ補償金ですが、それが大体5億円か6億円ということですよ。それを再開発の補助に回すということでしたから、つまりあと5億円あれば何とかプールを導入できるということではないですか。違いますか。実際にそのALEX・INA共同企業体から小樽市次第ですということも聞いていますが、そうしますと、これだけのお金があれば何とかできるということにならないですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

まだ試算の段階ですけれども、プールを別な場所に取得すれば五、六億円ということで、話はしております。そ

れに、今申し上げましたように、もろもろの物理的な問題等を解消するために、5 億円強のお金がかかるということ。さらに今、この事業はどうしてもやはり補助を前提としておりますので、小樽市が補助をしなければならないということ、合計しますと15億円、16億円、そういう金額になりますので、補償金の金額は、いくらかまだ確定はしていないのですけれども、五、六億円という中でいけば、十億円強のお金が必要になるというふうに考えているところです。

新谷委員

準備会自身は、市営プールについて何と言っているのですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

プールを入れることについて、物理的な問題はいろいろあって、それは技術的にはできないことはないという前提でありますけれども、準備会としては、先ほども説明しましたけれども、地下に駐車場をとれないとか、そういった実際の権利者にとって、これまで望んでいた形等がとれない部分がやはりありますので、トータル的に判断をした結果、準備会としてはプール導入は困難という判断をしたというふうに私どもは確認しております。

新谷委員

準備会というふうに、あるいは民間の再開発だからということで、それに何か責任転嫁するように思うのですけれども、実際には小樽市がプールを入れるとお金もかかる、それから運営費もかかる、だからこの際要らないと。市の判断は大きいものというふうに、私は判断いたします。それで、これでよしということではありませんから、昨日の予算特別委員会ではどうしても難しいのであれば、その補償金を使ってほかの場所に、市の土地が東山中学校でも、堺小学校の跡でもありますから、そういう市の土地を使ってつくったらどうですかという質問に対しては、さまざまな優先順位があって、いろいろなことでお金がかかるから難しいのだというふうに言います。しかし、これは市民の権利なわけですよ。公有財産、これをなくするという、しかもプール存続の署名が、議会事務局に聞きましたら、今、3万5,000筆以上になっていますよね。だから、何回も言いますが、こういう市民の要望、しかもさまざまな健康だとか、そういう点でも効果がある、そうした公有財産をなくしてしまうということに対して、まちづくりとしてどういうふう考えているのか、本当に私は真意がわかりません。

次の街なか活性化計画にもつながることなのではございますけれども、この街なか活性化計画の中で、市街地の整備・改善のための事業に関する基本的な事項の中でも、公共公益施設の整備というのがあります。しかも、平成18年第1回定例会での一般質問で、平成18年2月1日に、社会資本整備審議会で、新しい時代の都市計画はいかにあるべきかというこの第1次答申が出されていて、市街地が衰退した原因として、公共公益施設の郊外移転が挙げられているわけですよ。

したがって、こういう公共公益施設は、中心部に持ってくるのが望ましいということですから、そういう点を考えても何とかそれはできないものかと思えます。プールをあと5億円あれば何とかできそうということですよ。しかも、プール導入の補助金がありますから、そういう点ではどうなのですか。まず、公共公益施設としての室内水泳プールをまちづくりとしてどう考えるか、それと費用の面でできないことはないのではないか、伺いますが、いかがですか。

建設部長

プールに対する委員の思いを、数々聞きましたけれども、市としましては、プールの必要性というのは、全く否定するものではなくて、肯定をしているというふうに考えています。ただ、このエリアの中で導入できるかという部分においては、主幹から答弁申し上げましたように、当然導入することによって、事業費が5億円程度アップする、それは保留床に反映するという部分であり、さらには今、自走式の駐車場を入れるという彼らの念願である駐車場ができなくなると、そういったような多面的な検討の中で、準備会の判断について、小樽市として、十分容認できるということがあったので、市として導入をあきらめたということでございます。

そういう中で、では新しい土地につくればいいのかという話については、昨日の予算特別委員会の議論にもありましたように、さまざまな事業要請がある中で、優先順位というものをどうしても行財政を執行するには判断をしなければならないということです。そういう中では、早期の新たなプールは難しいという判断を示したと思っております。

では、まちづくりの中で、本当にいいのかという点については、21世紀プランの中でも、中心市街地の今後のあり方というのは、公的公共施設の導入を否定していませんけれども、ただ、まちなか居住というのは大きな柱としてくっついておりまして、その部分で今回は民間によるものですが、再開発事業の中で118戸という戸数が増えるという中では、街なか活性化の一連の位置づけには寄与する事業という形で、私どもは理解をしていきたいというふうに考えております。

新谷委員

ちょっと2番目の報告ともダブっていくのですが、この街なか活性化計画というのは、都市計画マスタープランとの関連性はどのようなのですか。

(建設)まちづくり推進課長

街なか活性化計画は、平成11年8月の策定です。都市計画マスタープランは、平成15年だというふうに思います。基本的には、都市計画マスタープランが上位計画としての位置づけにはなると思うのですが、街なか活性化計画をつくったのが先なものですから、そういう面では先行しているので、直接の関連はないということになります。

新谷委員

直接の関連はないということですが、関連がないことはないですね。今後の都市開発のあり方についていろいろ聞いていますし。この都市計画マスタープランの中で、今後のまちづくりのテーマについて、一番望まれているもの、2番目に望まれているものというのは何でしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

都市計画マスタープランの中で、まちづくりの目標とまちの姿というところでは、中心市街地の中で、本市の中心部としての商業、業務など多様なサービス機能が集積する拠点という中で、にぎわいある場所をつくっていくという位置づけになっておりますし、まちづくりの部門別方針の中でも、中心商業ゾーンというのは、小樽駅周辺、色内、花園周辺ですけれども、商業、業務機能を高めていこうと。それから、小樽市独特の景観だとか、文化だとか、そういったものも守りながら、まちなか居住を進めていこうと、そういうような位置づけになっております。

新谷委員

都市計画マスタープランの市民アンケート調査で、今後のまちづくりのテーマについて、市民が望んでいるものというのは何ですか。

(建設)まちづくり推進室長

今後のまちづくりのテーマは、「働く場の確保、高齢者、障害者に配慮した公共施設などの充実を望む」ということで、「いろいろな企業を集め、働く場を増やす」、「高齢者や障害者にも配慮した公共施設等を整備する」というような状況の中で整理されております。

新谷委員

そうですね。そして、まちに足りないもの、不満なものとして一番多いのは何ですか。

(建設)まちづくり推進室長

中学生アンケート調査で、まちに足りないもの、不満なものについては、「スポーツ、ショッピング、娯楽などの施設数や内容」ということで、スポーツの場が30.9パーセント、ショッピングセンターなど大型の商業店が27.1パーセント、娯楽、遊技施設が22.4パーセントという数字になっております。

新谷委員

この計画をつくるに当たっては、やはり相当な市民の皆さんの意見などを集めてつくった本当に大事なもの、貴重なものだと思うのです。そういう中で、わざわざ市民のアンケート調査をしたということは、市民の皆さんの意見、要望を反映していくからこそアンケートをとったわけですね。そうした中で、今、答えていただきました、スポーツの場だとか、あるいは高齢者や障害者に配慮した公共施設ということが出ているわけですから、やはりまちづくりとしては、第3ビルに市営プールを導入することはどうしても断念せざるを得ないとなったら、ではまちの中心部に、改めてこういうものをつくっていく、これはやはりまちづくりとしては重要課題になるのではないですか。

(建設)まちづくり推進室長

おっしゃるとおり、今こういった意見等を集約して、まちづくりの施設展開などを進めていくということでは、先ほど部長が答弁いたしましたように、プールの必要性については、私どもも決して認めないということではなく、十分理解できるということです。ただ、こういった御意見を踏まえながら、やはり総合計画に基づきまして、マスタープラン的で担う土地利用の役割だとかという部分については、やはり大きな社会経済状況を踏まえながら実施していくという考えで、今後もこのマスタープランの実施に向けてぜひ努力していきたいというふうに考えております。

新谷委員

そういう点では、否定するものではないと。必要性は認めているわけですね。何のためのまちづくりかということは、やはり市民、法律では国民生活の向上というふうに言っていますが、市民のさまざまな生活の向上、また経済の健全な発展に寄与することが基本なわけですから、そういう点をとっても、優先順位は確かにあるかもしれないけれども、やはりまちづくりはまちづくりとして、市民のためのまちづくりをするのだということで、頑張っていたきたいというふうには私は思うのです。そういう点で、今回の案には納得するものではありませんが、何とかできないものかと、そういうことで、できないと切るのでなく、何とかできないものか、そういう立場に立って考えていただきたいと思うのです。

建設部長

プールの必要性については話したとおりでございますが、これまで議論をさせてもらっている中心市街地における公的施設という点については、御議論のとおりでございます。今、ピンポイントの2,700平方メートルのエリアでの議論と面的な整理である中心市街地の整備とリンクしない点は、やはり理解をいただかざるを得ないだろうと思います。ピンポイントについては無理と断念をいたしましたけれども、面的な部分の中心市街地の活性化に伴っては、きちんと整備を進めるということについては断言できる話ですので、ただ、それが時代背景なり経済情勢、それに市民ニーズによって、そのプールについての要望もまた変わる可能性もある中で、整理をする必要があると思っていますので、一ポイント、一次元、一機関だけで議論するのではなく、やはり長期的な視点でまちづくりをするべきだろうと考えております。

新谷委員

プールの問題は、なかなか進まないということで、まだこれからも質問していきますけれども、背景には3万5,000人の皆さんの熱い願い、要望があるということだけは忘れないでいただきたい、こういうふうに思います。

街なか活性化計画の変更について

次に、街なか活性化計画が、平成11年につくられたということで、かなりもう社会情勢が変化しています。最近では、(株)丸井今井小樽店の撤退ということで、非常にこれが小樽の経済にとっても打撃です。その間にはマイカル小樽の開業以来、中心商店街は人通りも減って、商業関係の調査では4万8,592人です。通行量が減り、店舗も44軒少なくなっている。そういう状況を踏まえて、これがおおむね10年の計画だというふうに見ているのですけれど

も、これは見直しをする必要があると思うのですけれども、それらの計画はどうなのでしょう。

(建設)まちづくり推進課長

街なか活性化計画の見直しということでございますけれども、平成11年に策定して、7年ほど経過をしたという状況の中で、経済状況も大きく変化をして、事業も一定程度進行し、おおむね7割程度は着手あるいは終了したという状況になっておりますので、今回、新しいまちづくり3法ができたということも踏まえまして、見直し作業にはかかっていきたいというふうに考えております。見直し作業については、ハードルが若干高くなっておりまして、商工会議所、あるいは経済部等関係機関とも十分協力しながら、今後、着実に新たな計画づくりを進めていきたいというふうに考えております。

新谷委員

その新しい計画は、いつごろまでに完成するという予定はあるのですか。

(建設)まちづくり推進課長

時期的な面は、まだはっきり言えませんけれども、今、上位計画である新しい総合計画が平成20年度からスタートということですから、街なか活性化計画が先にスタートするということは、整合性がとれないこともありますので、同時並行的に考えていきたいというふうには考えております。ただ、策定の時期等は、今のところまだ明言できる段階にはございません。

新谷委員

景観行政団体について

景観法についてです。昨日の予算特別委員会で自民党の横田委員の質問に対して、景観行政団体を考えているという答弁でしたけれども、さっき途切れた点もありますけれども、今後どういう区分で、いつごろ申請になるのですか。

(建設)まちづくり推進課長

景観行政団体になるということですが、昨日も申し上げたように、都道府県なり、政令都市あるいは中核市は自動的になるのですが、ほかの市町村は認定を受けるということが必要になります。

それで、これからの作業ですけれども、事前には、道ともいろいろ話をさせていただいておりますけれども、今後、8月開催予定の景観審議会にかけまして、審議会の意見を聞いて、景観行政団体に手を挙げようということになれば、道に相談をして、一か月の公示期間を置いて、知事の認定を受けて景観行政団体になります。おおむね時期的には10月あるいは11月ということで、今年じゅうには景観行政団体になろうと思っております。

新谷委員

その点については、私も前に質問をいたしまして、こういう団体になったらいいのではないかとことは言ってきました。また、この建設常任委員会で小田原市に視察に行きまして、そういう点も学んできましたので、これは大変いいことだなというふうに思っております。

北海道自動車横断道について

北海道自動車横断道路の建設なのですが、ちょっとわからない部分があるのですが、新直轄方式だとか、それから小樽 - 余市間は当初24キロメートルというふうに言っていましたよね。本日の資料3で、23.4キロメートル、わずか600メートルですけれども、少なくなったというのは、ルートが少し変えられるのでしょうか。

(建設)都市計画課長

まず、1点目の新直轄方式につきましては、採算性のことから、新聞等で御承知かと思うのですけれども、国費を入れて整備するという方式でございます。

それから、2点目の23.4キロメートルになった理由でございますが、この違いにつきましては、余市側で若干変わったというふうに聞いております。小樽市域内ではないということ聞いております。

新谷委員

小樽市の財政負担はないというふうに聞いていたのですが、それでいいのですか。

(建設)都市計画課長

高速道路の整備につきまして、小樽市が負担するというものはございません。

新谷委員

この高速道路の半分は、高い橋とトンネルだというふうに聞いていたのですけれども、その場合、土砂の始末をどうするのだということも前に出されていましたが、この点ではどれぐらいの量が出るかとか、あるいは処分についての計画だとか、そういうのはあるのですか。

(建設)都市計画課長

土砂の件でございますけれども、具体的に土工量がどれぐらいかというのは聞いておりません。今後、実施設計に入るとことで、その段階で、ある程度詳細な数字が出てくるかと思っています。それから、処理につきましては、仮に残土が出たときには、リサイクルの搬送等を踏まえて、東日本高速道路株式会社において適切に処理されるものと考えております。

新谷委員

まだ不明な点がたくさんありますけれども、この高速道路の建設の一つの理由に、渋滞を解消するということがあります。奥沢、それから塩谷とオタモイの間、それから奥沢十字街などで交通混雑が著しく、交通のあい路になっていますというふうに書いてありますけれども、これは確かに混む時間もあるけれども、一日いっぱいあるいは年じゅう渋滞しているとは思えないのですが、この辺はいかがですか。

(建設)都市計画課長

一般道路の渋滞状況ということで、ちょっと定量的な数字は持っておりませんが、ある程度慢性的というのですか、時期にもよりますけれども相応の渋滞をしているというふうには思っております。

それから、高速道路につきましては、物流の効率化だとか、あといろいろな観光振興という観点から、広域のネットワークの一環でございますので、そういう意味からいって、今回の高速道路建設につきましては、渋滞ということのみならず、物流の効率化等の観点からも、着工についてはぜひ必要なものであるというふうに思っております。

新谷委員

私たちは、この計画には基本的に反対してきました。塩谷から先は、国道の4車線への拡幅により、渋滞問題は解消されますし、奥沢十字街だって一日いっぱい混んでいるということはないですね。ですから、こういう大きなお金をかけて、しかもトンネル内というか、この高速道路は時速100キロメートルですよ、もっと実際には速くなると思うのですけれども、ここを通り抜けるのに、時速100キロメートルで計算しますと、おおよそ14分ですよ。しかも、まちなかを通らないので、例えば余市から来る場合、小樽のまちを通り過ぎて、即手稲に行ってしまうのではないかと、私はそういう面で物すごく心配するのです。しかも、この建設費が1,062億円以上と相当な額でしょう。しかも工事全般が14年もかかるわけですから、工事費も膨らみ、国費を投入するということですが、税金がかかっていくわけで、非常にこれは賛成できないものだなというふうには思っております。それで、今さら決まってしまったものをどうするのだということがありますけれども、こういうことには納得いかないというふうに思うのですよね。

それから、住民説明なのですから、どのような目的で行われますか。

(建設)都市計画課長

この住民説明会でございますけれども、今年度、調査設計に入るとことで聞いております。くいを打ったり測量するために私有地に入っていくことが必要になってきますので、御理解をいただき、最終的な土地の立入りの

了解をいただくということが主な目的でございます。これは東日本高速道路株式会社の方で土地の立入りの了解を各権利者の担当者の方からいただくということでございます。

新谷委員

小樽市は全くかかわらないのですか。

(建設)都市計画課長

下支えということで考えております。主体は東日本高速道路株式会社になろうかと思っておりますけれども、小樽市についても、小樽市域内を通るということで、下支えをしていく、支援をしていくということでございます。

新谷委員

歩行者案内標識の整備について

それから次に、歩行者の標識の整備ですが、これは今後どういうふうに広げていくのでしょうか。

(建設)都市計画課長

今年度につきましては、中央通で歩行者案内標識の設置を試行していくということで、最終的には先ほど報告させていただきましたエリアに、設置していくということで考えております。市道につきましても、来年度にやりたいというふうに思っているところでございます。エリアにつきましては、観光の行動線というののですが、いろいろ通りがございますので、入船通から北運河までのエリアで展開を考えているところでございます。

新谷委員

市営住宅の指定管理者制度導入について

それでは次に、議案について伺います。

議案第23号、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案についてなのですが、指定管理者制度を導入することですが、これはどのような手続で指定管理者を決定するのですか。公募なのか、委託なのか、その辺はどうですか。

(建設)庶務課長

指定管理者制度の今後の流れなのですが、8月中旬に公募を考えております。9月に選考委員会にかけまして、第4回定例会で決定していくということで承知しております。

新谷委員

今、いろいろな仕事を、業務を住宅管理公社に委託していますが、この公募にした場合に、何社か応募する動きがあるのですか。

(建設)庶務課長

現在、この内容について案をつくっている中で、公募の対象については今後決めていくもので、現在何社かということ、今のところ予定しておりません。

新谷委員

今まで市がやってきたことが、指定管理者の方に移行をするということで、これはちょっとわからない点があるのですけれども、入船住宅暖房器具点検だとか、稲穂改良住宅保守委託だとか、またエレベーター保守点検、いろいろありますけれども、この中で入船と稲穂だけ、特別にこの項目の中に上げているということは、何か理由があるのですか。

(建設)庶務課長

入船の住宅暖房器具点検ということですが、これにつきましては、高齢単身住宅としてオール電化、暖房と調理台ということで、市が整備した経過がございまして、現在それが市の所有ということで、電気ストーブ等点検を3年に1回行うということを業務として示しております。

それと、稲穂改良住宅の保守委託でございますが、これは駅前再開発のときに建てられた市営住宅でございませ

て、下の部分が公益部分ということもございまして、エレベーターとか、電気とか、受水槽などの管理を小樽駅前ビルに委託していましたので、そこと委託契約をするということで、こういう項目として出しております。

新谷委員

今年まで市が行っていた保守点検に関する予算等、それから住宅管理公社に委託していた委託料、その 5 年間ぐらゐの予算がどういふふうに変わってきたか、ちょっと教えてほしいのですけれども。

(建設) 庶務課長

保守、点検につきましては、平成14年度から平成17年度までの決算数字で、平成16年度までは確定数字になりますが、平成14年度1,541万8,200円、平成15年度1,654万1,490円、平成16年度1,591万5,795円、平成17年度1,586万250円、平成18年度の予算でございますが、1,720万6,560円が保守点検料となっております。

公社委託料につきましては、平成14年度が341万4,000円、平成15年度につきましては378万円、平成16年度につきまゐては2,650万円、平成17年度につきまゐては2,719万8,000円、平成18年度の予算でございますが、2,670万円となっております。

新谷委員

そして、これから指定管理者に委託する場合に、この委託料、予算をどれぐらゐにしてやるのですか。

(建設) 庶務課長

来年度の予算については、今後、業務内容等を精査しまして、9月に選考委員会等にかゐった中で、確定していきたいと考えておりまして、現在のところ数字的なものを示すことは難しいものであります。

新谷委員

昨日の予算特別委員会で指定管理者のことも聞きましたけれども、やはり予算が少なくて、その中で指定管理者になりなさいと言っても、結構難しいところもありますし、やはり市民サービスをよくしていくためには、一定の予算をとらなければいけないと思うのです。今まで市が行っていた保守点検だとかを指定管理者に任せて、何がよくなるのですか。

(建設) 庶務課長

現在のところは、民間のノウハウ等がありますので、独自の判断で住民対応、管理の内容など業務遂行がスピーディーになるということから、利便性が図られてサービスが向上できるというようなことを期待しております。そして、従前から市がやっている監督指導関係も、指定管理者になったからといって全くしないということではなくて、そういうものも報告書の提出等、協議の中でやっていきたいと考えております。

新谷委員

札幌市では、指定管理者制度を導入しても、今まで市がやっていたことはすべて市が行っております。やはりこの市営住宅ということは、管理公社の問題でも結構苦情を聞くのです。だから、やはり市が直接仕事をやるべきではないかなというふうには私は思うのです。そういう点で、やはりなるべく市でできるものは市がやって、指定管理者の方に移行しないということが、私は大事ではないかなと思うのです。そういう点ではどうでしょうか。

(建設) 長瀬次長

指定管理者の導入につきましては、札幌市の場合は、昨年4月から、函館市も平成18年4月、釧路市も平成18年4月ということで、今年から指定管理者の導入についてはされている状況になっております。

建設部長

公務員がやらなければならない仕事と民間がやるべき仕事というのが、時代背景からいって今整理されていることというのは、委員御案内のとおりだと思うのです。当然、小樽市においても、他都市の事例等を勘案したときに、そういう形で移行できてきていますし、試行ではありますけれども、特別大きなサービスが落ちたり、大きな話題になったということにはなっておりませんので、小樽市としても、当然移行しても大きな問題にならないと思ってい

ます。ですから、そういう意味では官民のすみ分けというのでしょうか、その辺はやはりどんどん進めていく事業だというふうに考えております。

新谷委員

大きな問題はないかもしれませんが、小さい問題、苦情はいっぱい聞いているのです。今、一々挙げさせんけれども、そういう点でやはり市営住宅というのは、お互いに共同していかなければならないところであって、例えば駐車場の問題一つにしても、いろいろトラブルがあるのです。けれども、それを持っていく場所もないわけですよ。だから、駐車場は市がやることになっていますけれども、例えばこういうことを一つとっても、さまざまな問題があって、難しい面もありますので、やはりそれらは市が責任を持ってやっていくべきだというふうに思うのです。

市営住宅の駐車場について

それから指定管理者ではないですけれども、駐車場のトラブルに対して小樽市はどういう姿勢で臨んでいるのでしょうか。例えば 1 年に 1 回聞き取りをしていくとか、あるいは何もしていないとか。

(建設)まちづくり推進課長

市営住宅の駐車場は、7 割程度確保しております。足りないとよく言われている部分もあるのですが、少しずつ増やせるところは増やしていこうということで考えておりまして、今回は桜の E 住宅で増やしていこうということです。おおむね住んでいる方の必要な部分は充足しているかなと思っておりますが、団地によっては 2 台も駐車をしたり、3 台もしたりという方もいらっしゃるので、そういうことに対応できるように、少しずつ増やしていこうということを考えております。

新谷委員

その増やすことはいいのですが、中でやはりいろいろトラブルがあるのですよ。ここでは言えませんが、言いませんけれども、やはりどこにとめるかとか、あるいは何台も駐車している家があるのに、自分とはとめられないとか、いろいろあるのですよね。だから、そういう問題をやはり皆さんから聞いて、市が仲介してあげないと、住民同士ではうまくいかないのです。そういう点で、駐車場に対して、どのような姿勢で臨んでいるかということ聞いたのですけれども。

建設部長

確かに、委託については、44 団体の各自治会に対して委託契約を結んで管理を委託していると思います。委員のおっしゃるような住民トラブルになったことも若干耳にしていますので、今後やはり一定時期に報告なり、意見を求めるということについては、やっていかざるを得ないというふうには感じておりますので、その時期とか方法については、今、研究する時間をいただきたいと思っております。

先ほどの市営住宅の指定管理者の関係で、若干整理したいのですけれども、本年 4 月から指定管理者を導入した札幌の市営住宅の状況ですけれども、北区、東区については、公募でそれぞれ指定管理者を選定し、移管をしていますし、その他の団地については、任意で指定管理者を選び、委託しているということでございます。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、質疑を自民党に移します。

松本委員

駅前第 3 ビルのプール存続について

まず初めに第 3 ビルですけれども、第 3 ビルにプールが地下に入った場合とか、あるいは 2 階に入った場合とか、四つぐらいの案がずっと出てきて、今日、三つこれもだめ、あれもだめと、主幹からだめである理由について説明がありまして、我々に渡されたのは、この一つの案だけ。結局は、これ一つ残ったのかなという感じであります。

それで、中に入る事業者ですか、大和ハウスですとか、北海道アーバンコーポレイションだとか、共立メンテナンスとか、いろいろ固まってきているようですけれども、大きく分けて、これはいつごろ壊して、いつごろ建て始めるのか、その点はどうなっていますか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

今の計画の実施のスケジュールということでございますけれども、前段話させていただきますと、今回、資料で示させていただきましたこのプランにつきましては、基本計画ということで、具体的なディベロッパーといいますが、先ほど説明しました事業者が、こういう施設にしたいということで、その意向が入った計画図でございます。前回示したのは、あくまでも準備会がこういうふうになったらいいなという仮定の中で、プールの導入はどうかという検討をさせていただいたものです。今回はそういう意味では、より実施に近い事業計画案の中で、このプールが導入できるかどうかということを検討させていただいたということで、前段先ほどの説明につけ加えさせていただきます。

これがいつ解体になるのかということでございますけれども、詳細の設計なり事業費について、詰めを行っている段階でございます。それらはある程度見えてきましたが、手続的には都市計画決定の手続を議会終了後に始めていきまして、おおむね10月ごろには何とか決定をしたいというふうに思っています。それ以降、施工者の認可申請の手続に入りまして、おおむね年明け1月ぐらいには、それが見えてくるのかなということで考えております。それに伴いまして、権利者側の方たちの補償関係の手続に入りまして、年度明けにそういった補償契約を締結し、それが一定程度終了しました段階で、来年度解体にかかっていくということで、早ければもう来年5月とか6月とかということにはなるとは思いますけれども、今の段階ではまだいつ壊すという部分は、手続もいろいろありますし、これから進んでいくものですから、はっきりといつという話はできない状況ではあります。

松本委員

それで、1年後ぐらいをめどにということで、プールは3月まで使えるよなんていう答弁をしたので、3月以降はもうだめなのかというような感じでありましたけれども、要はこの第3ビルはやはりプールが一番問題なのですよ。それで、3万5,000人からの陳情が出ているということになると、その扱いを我々もどうしようかと、この建設常任委員会では付託されていませんので、採決はしませんけれども、総務常任委員会に付託になっているわけですから、その扱いをどうするかということだと思ふ。それで、こっちで、いや、だめ、向こうではいいよというようなことにはなりませんので、やはり我々も会派として、そのような連携をとりながらやっていかなければならないのですけれども、プールだってここにあったのだから、あった方がいいに決まっている。それで、陳情も何十本も出ていますけれども、ほとんど現在地での存続という陳情。1本だけ、どこでもいいような陳情がありましたけれども、あとは全部現在地なのです。そうしたら、現在地では非常に難しいという説明ですので、その陳情を、それでは現在地では難しいけれども、いつまでこれが望みを捨てないでいられるのかと。これも今、一応まだ計画案ですから案の段階で、まだ建築確認がおりたわけでもない。そうすると、その陳情にも一応の望みを抱いていた方がいいのかなというような感じもなきもしもあらずなので、そういう面で今、大ざっぱにいつまで使えるのかとか、いつまでに壊すのかとかということ聞いたのですけれども、そういう流れはどうですか。

建設部長

5月30日で、準備会の方で導入困難という判断がなされ、翌日の31日に、市長が入った関係部長会議の中で、準備会の主張するもの、さらに小樽市の財政状況等々を総合的に判断し、私どもはこの民間再開発事業の中にプールを入れることを断念したということを決めさせていただき、本日、小樽市として導入をしないということについて、議会に正式に報告をしているという判断をして行動をしていると思っています。当然、その新しいプールについても、市長が先日の代表質問のときに答えましたけれども、今、教育部の方と連携をした中で、利用者の方に対する支援がどういうふうに行えるのか、今後詰めていくという答弁をさせてもらっている関係もありまして、当然今後

も教育部と連携しながら、利用者支援というのが検討されていくというふうに御理解をいただきたいと思います。

松本委員

この建物については、今、この建設常任委員会で、そのような説明がありました。だから、付託されているのは、プールの方は総務常任委員会なのですけれども、総務常任委員会の方のこれに対する説明はどういうふうになっていますか。

建設部長

総務常任委員会に関しては、教育部が所管として入っていますので、そちら側の説明になるかと思っていますし、当然、総務常任委員会の方で出席要請があれば、建設部の説明というものもあるかもしれませんが、そういった形にはなっていません。それは、今、開催されております総務常任委員会の中では、現在議論をされています。あくまでも、第 2 回定例会以降の直近の総務常任委員会というふうに聞いています。ですから、第 3 回定例会の中で、利用者支援に対しては議論されるというふうに整理がされています。

松本委員

そうしたら、建設常任委員会だけは断念したというふうに、正式にここで今出てきたわけですね。

建設部長

今話しましたように、5月31日の市長が出た関係部長会議の中で、小樽市としては断念せざるを得ないという判断をしたということについては、報告申し上げております。

松本委員

建設部はそうなのだけれども、今、総務常任委員会はそうっていないようですので、まだ、もうちょっと我々としても一筋の望みを持って、見守った方がいいのかなというふうな感じもしないでもないですよ。それでも、建設は物理的なものですから、物理的な方ではまず難しいのだなというふうには理解をさせていただきました。

建設部長

私の判断としましては、当然、本会議で、このプールについての方向性を、教育部が話をするなり、上の方から答弁させてもらった内容どおりでございます。確かに地区全体としては、方向性については確認をしたつもりでございます。ですから今、委員がおっしゃるように、総務常任委員会、今、自由民主党の方に対して説明をという話であれば、私ども当然やっていきますし、その辺をこれから総務部の方と相談をしながら、どう対応するのかは検討いたします。ただ、方向性なりの確認は、今言った説明どおりだろうというふうに考えております。

(「何、教育委員会で決まるのでしょうか」と呼ぶ者あり)

松本委員

それで、市長の代表質問の答弁で、プールについては別な施設で対応したいという答弁がありましたね。それも新聞にも出ていました。そういう別な施設で対応したいという市長答弁の真意は、どういうところにあるのですか。

建設部長

市長は、5月31日、市として今後、再開発のプールについては難しいという判断をしたときに、利用者の方にかける御不便をどういった形で軽減化するかということについて、まだ教育委員会で審議されていませんので、一つとしては例えば既存施設の利用だとか、民間施設の利用についても考えていけるのではないかとといった一つの案として、市長が答弁したというふうに考えております。

松本委員

そちらの方は教育委員会の方の所管になるかと思いますが、それらを見守りたいと思います。

景観法に対する取組について

次に、景観法についてです。我が党の横田議員が一般質問、そして昨日の予算特別委員会で質問し、答弁をいただきましたが、年内を目途に、強制力のある条例を制定するのは可能になったというのが、昨年6月の景観法で、

今、6月ですから、1年もたっているのだけれども、港湾の分区指定のときもパチンコ店ができたと言って慌てたり、あるいは特別景観形成地区拡大のときも、マンションができたと言って慌てたり、そのときも私、いつでも後追いだなと言ったことがあるのだけれども、今回も洋服店の件で、また景観法に対する取組が出てきたような気がするのだけれども、昨年6月に景観法ができていのに、今までこういう話が出てこなかったのはなぜですか。

(建設)まちづくり推進課長

昨年の6月に、景観法全面施行になったわけです。我々も景観法に対して取り組んでいこうということは、その前から考えていたところでもありますけれども、景観法の取組については、遅れたということではなくて、景観計画なり景観地区をつくっていくということが、非常に大きな作業量でありますので、まず第1段階としては、今年2月に拡大した特別景観形成地区によって景観を守っていこうということで、昨年1年間、景観審議会のワーキンググループを開催しながら議論していただいて、今年の2月に拡大をしたということでございます。そういった中で、次の課題としては、今委員の方からお話がありましたように、景観法に基づく景観条例に取り組むということは課題でありますので、先ほども言いましたけれども、景観行政団体になったり、あるいはその景観計画の作成、そういったものを進めていこうということで、一步一步速やかにという形でやっていきたいというふうに思っております。

松本委員

今年9月までには何とかしたいと言っているわけですから、一步一步ですが速やかにといったら、今までだって、やってできないことではなかったと思うのですけれども、それは、やっぱり無理ですか。一歩ずつクリアしていかない。

建設部長

課長の答弁に若干補足しますけれども、先ほど後追いではないかというお話がありましたが、今年2月に改正をした景観条例の特別景観形成地区の拡大については、マンションの問題が出る前から実は景観審議会のワーキンググループでもやっています、その最中でああいう問題が出て、急きょ急ぐということで、2月に至急改正をしたということです。さらに、今までの特別景観形成地区の中で、そういったルール違反をした事例は実はないのです。地域外であったものですから、地域に入れることによって、小樽市民の理解を得られるだろうという形で、当然、建ちました洋服店の部分も、特別景観形成地区でないところでいろいろと議論をしていたところを入れて規制しようということです。景観法に移行するにしても、当然、景観審議会の議論も必要ですし、どうしても順序立てが必要なのです。ですから、景観条例のない小樽市であれば、委員もおっしゃるとおり超突貫でやらざるを得ない話ですけれども、今、小樽市は他都市に先べんをつけて20数年の歴史のある条例を持っている経緯があります。それを十分反映させながら、罰則のある条例に変えるという、そういう手だてもございますので、そういった意味では、効果は今以上に発揮できるものにはなるでしょうけれども、極端に今の条例がまずいということではありませんので、その辺は時間経過についても御理解いただきたいというふうに思います。

松本委員

今後、道との協議も必要だということですので、これも大変いいことだと思いますので、前向きに進めていただきたいというふうに思います。

築港駅周辺地区の地区計画変更の原案縦覧について

今日は報告にはないのですけれども、今、都市計画課で縦覧業務を行っていると思いますけれども、どのような縦覧をやっているかお知らせください。

(建設)都市計画課長

都市計画、小樽築港駅周辺地区の地区計画の変更の原案を6月16日から6月30日までの間、縦覧しているということでございます。

松本委員

用途変更だと思いますけれども、新市立病院の建設に向けて、築港に今、病院を建てられるのではないかとというような原案だと思います。それで、16日からやっているのだけれども、これが新聞に出たのは昨日ですから、30日までということで、新聞に出る前に私も縦覧してきましたけれども、あまり来ている人がいないのです。建設新聞が来ているくらいです。それで、これも今、病院の予定地ということで、病院が建てられるようになる。そうすると、ほかのものが建てられなくなるというもあります。それで、実はこれも病院の陳情にかかわってくるわけです。それで、言うなれば現在地に建設をとという病院の陳情が非常に多いわけです。そうすると、築港は嫌だよという話なわけですから、そういう陳情をどのように扱うか。明日の市立病院調査特別委員会に付託されているわけですので、こういうのもよく検討しなければならぬというふうに思います。縦覧をし、そしてこの後、都市計画審議会にかけ、条例案が出るといった、今後のスケジュールはどういうふうになりますか。

(建設)都市計画課長

スケジュールでございますけれども、小樽築港駅周辺地区の原案の縦覧につきましては、6月30日までということです。その後の予定でございますけれども、現時点では、7月中旬に都市計画審議会、8月中の2週間、法に基づく計画案の縦覧につきまして、その後、都市計画審議会に諮問になりますけれども、都市計画審議会は8月下旬から9月上旬の間に予定しているというところでございます。

松本委員

変更の告示が9月ごろになるのかなというふうに思いますので、それまではやはりちょっと見守っていくことになるのかなというような感じをもっております。

(建設)まちづくり推進室長

課長の説明の補足をさせていただきます。今回やっている縦覧につきましては、用途地域の変更ではなくて、用途地域に網かけをした地区計画の変更ということで、現在、病院を建てるという街区については、建てていいもの、悪いものという区別がございません。方針だけございまして、その方針をまず変更するということが一つです。

それから、今、委員がおっしゃいましたように、ここにはこういうものは建てていいけれどもこういうものはだめといったことで、地区計画なものですから、今やっている縦覧につきましては、地権者、地区内の関係権利者の方に縦覧をし、その関係権利者の方が意見を申すことができるという縦覧でございます。委員がおっしゃいますように、今後、その都市計画審議会に報告、手続を進めていく中で、全体に対する意見の聴取という作業が出てきますので、そういった中で都市計画の手続を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

松本委員

はい、わかりました。よろしく申し上げます。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

森井委員

第3ビル再開発と駐車場について

まず、通告もいろいろさせてもらったのですけれども、報告をいろいろ聞いた中で、気になる部分があるので、先にそちらから聞きたいと思います。

駅前第3ビルのことなのですが、今までもいろいろ話が出る中で、補償金が5億円から6億円ぐらいという話が出ていますが、もしもプールをつくらぬという仮定の中で進んでいった場合に、つまりその補償金をもらうことによって権利がなくなると思うのですが、でき上がった後は、市として、公的に第3ビルにはもうかかわらないと

いうことでよろしいですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

そういう形になりますと、市の施策というものは今のところ中に計画されてございませんので、基本的に市がかかわるということはありません。

森井委員

いろいろと気になる部分がありまして、まず駐車場なのですが、駐車場の経営というのは、公的には全くかかわらないということですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

かかわりません。

森井委員

都市計画上の駐車場規模があると思うのですが、それに当てはめるということも、現状では考えられていないということよろしいですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

そのとおりです。

森井委員

今まで稲穂駐車場とか駅前駐車場の話をいろいろさせていただきまして、現在出ている案として、第3ビルとして駐車場をまず平面に20台プラス立体ということですよ。それだけ駐車場を抱えられたら、稲穂駐車場にしても、駅前駐車場においても、その必要度合いというのがたぶん下がってくると思うのです。その辺の絡みについては、今、建設部では検討されていないのか、その点についてお願いします。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

第3ビルの計画の中で考えている駐車場につきましては、図面の右側にある立体駐車場はマンション専用の駐車場、それと自走式の駐車場なり左側にある立体駐車場については、ホテルの専用の部分と、それと店舗展開もしますので、その必要な最低の台数というふうに考えておりますので、中心市街地全体の中で、今、駐車したい車がそこに入って何かをするというほど余裕がないといいますが、今のところ最小限の台数を設定しておりますので、都市計画の駐車場等々とのバッティングといいますが、影響はそれほどないというふうには思っています。

森井委員

基本的には、どなたでも便利な方を使いますから、都市計画と民間とのそういういろいろなふぐあいとかというのはないかもしれないのですが、利用率というのは下がる可能性が高いと思うのです。特に、稲穂駐車場においては、今、稲穂駐車場は、他の指定管理者とは別に1年短くして2年という話だと思うのですが、ちなみにその稲穂駐車場は2年後どうなるかというのは、今のところまだ検討されていないのか、その点についてはどうですか。

(建設)庶務課長

稲穂駐車場につきましては、建物自体の維持・管理等もありますので、2年後に民間への売却等も踏まえて検討をしていく中で、2年間という契約を結んでいます。その中で、2年後、また同じように指定管理者でやっていくのか、民間でやっていくのかは現在検討中ということになります。

森井委員

第3ビル再開発と市民が集える場について

とりあえず、では駐車場のことはよろしいのですが、公としてかかわる、かかわらない部分をもう少し話をしたいのですが、札幌駅の北口近くにエルプラザという、公と民が絡んだ施設があるのです。その中に、一般の人が集うスペース、フリースペース、ミーティングスペースだったりとか、男女共同参画プラザあと環境プラザ等が絡ん

でいます。4 階まで一般の方々が使え、5 階より上は企業の事務所になったりとかしているのです。そのような民間団体や一般の人たちが集う場所を今回の計画に組み込む予定や、又は話合いとして出ているとか、そういうことがあれば教えていただければと思うのですがいかがですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

今の計画の中には、先ほど話したとおり、市の施設が入る計画はありません。これまでの話合いの中では、ほかの地区の再開発の事例で結構公共等の施設が入っているという話も出て、議論したという経過はありますけれども、市の今の財政状況もあり、なかなか保留床といいますか、床を持つということに対して事業が厳しいという部分がありますし、そういった意味では、現在、分庁舎、あるいは市民センターも近隣にございますし、改めて駅前の第 3 ビルの中にそういった交流等の施設を入れるというのは、トータル的に考えても、なかなか市としては導入できないだろうということで、最終的には報告しましたように、計画にはありませんし、これからもそういうことだというふうに考えています。

森井委員

私はそのエルプラザというところにもよく行きますが、学生など、若い人だけではなくて高齢者も、たくさんの方々が集っているのですが、商大の学生から小樽にそういう場所がないという話をよく聞きます。実際ないわけではないのですが、生涯学習プラザもありますし、杜のひろばもあるので、札幌のようにみんなが集う、話し合う場所がないということです。だから、結果的にそういう集う場所がないので、そのままわざわざ小樽の人札幌まで行って、ほかの学生たちとそういう話合いの場を設けている。やはり商業として当然必要な店舗やホテルを設けることは、もちろん理解はできるのですが、店舗とかを目的としていない、今まではたぶんプールだったかもしれませんが、人の集う場所、つまり商業としての目的ではない人たちがたくさん集うということも、結果その商業としての流れに組み込まれていくのかなというふうに思っています。特に、札幌のエルプラザというのは、エルプラザでもうけようというふうなたぶん考えていませんし、はっきり言って、見ていても、全くそれに対しての利益なんて発生していないのです。けれども、そこに人が集う、企業の人事務所を構える、その人たちの流動によって周りの商業が活性化されているのです。やはりそういう位置づけも、たとえ公として入らないにしても、それほどプールのような広いスペースを必要とするわけでもなく、地下をさらにくりぬいてとかそんな話にはならないと思うので、今後の一つの検討課題として導入すべき必要性があるのではないかなというふうに思うのですが、見解をお願いします。

建設部長

確かに若者が集う、そういったプラザというのは必要だろうと思いますが、やはりこの民間でやります再開発の事業というのは、床価格のとらえめで事業の成否が決まるような非常に微妙な事業収支をしています。そういう中で、第 3 ビルの中での議論は難しいので、やはり中心市街地といった大きなエリアの中で、官民合わせた施設の中で、利用をできるような施設を満たしていくという中では整備をすべきだろうと思っていますので、そういう点での努力はしてみたいと思います。

第 3 ビル再開発と駅前歩道橋について

では、第 3 ビルに絡んでもう一点。駅前再開発の計画の中に、駅前歩道橋の話が一切出てきていないのですが、今の歩道橋は 2 階と右側をつなげていますから、これは当然建設するときに片方が全く使えなくなるのですけれども、まずはその歩道橋についてはどのように考えられているのか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

これまでも森井委員の方から、駅前の歩道橋のことでお話をいただいております、そのときにも答弁させてもらったのですが、第 3 ビルの再開発がどういう動きになるかということが一番大きい要素だろうと思います。今、具体的に第 3 ビルの計画が進もうとしている中で、これまでも公安委員会とか、あるいは第 3 ビルの事業参加

者とかという方たちとは、事前に話はさせてもらっているのですけれども、第3ビルが現実的に動き出そうとしておりますので、この駅前歩道橋についても、これから本格的にどういう形で進めていくかという具体的な話合いというものをこれから進めていきたいというふうに思っております。

森井委員

その動向は、すごく気になる部分もありますので、基本的には壊すのか、そのままにするのか、建て直すのか、この3種類ぐらいしかないかなと思うのですけれども、やはりすごく重要な部分だと思いますので、今後、随時報告いただけるとうれしく思います。

浅草横断歩道橋撤去について

次に、今、歩道橋の話をしてもらったので、ちょっと違う観点で質問します。山口議員が一般質問で富岡の歩道橋の話がされていたと思います。また、私も、産業会館と高雄ビルの中の浅草横断歩道橋についての話をさせていただきました。最近、目の不自由な方と話をする機会があって、これは私が議員になって本当に最初のころに話してもらったのですけれども、目の不自由な方が道を歩くときに、点字ブロックが、浅草横断歩道橋においては、歩道橋があることによってずれているのです。歩道橋は、目の不自由な方にとっては真っすぐぶつかってしまうとかということが多々あり、かなり危険なものです。私は、今後のハード整備の考え方としては、新たにつくるということも当然ですけれども、既に存在しているもので、ある意味活用しなくなってきているもの、又は使われなくなったものを撤去するというのも、新たなまちづくり的な発想として必要ではないかというふうに思っています。その歩道橋の撤去について、今後、一つ一つそれぞればらばらだと思うのですが、今、富岡の歩道橋と駅前の歩道橋の話が出ていますので、浅草横断歩道橋という背景の中で、今どのような展開になっているのかを教えてください。

(建設)まちづくり推進課長

浅草橋横断歩道橋について、これまでもいろいろと議論がありまして、話をしてきたのですけれども、現実、これまでも小樽開発建設部等々に話をさせていただいて、現在いろいろ問題点が多いということが明らかになってきて、基本的には、不要な歩道橋については撤去するというのも一つの考えとしてはあるのですけれども、あそこの交差点の問題、右折と左折の問題、それから横断歩道をつける場合にどうなるのかという問題があります。大々的には交差点改良等も含めた大きなものが必要だということと、浅草横断歩道橋だけの撤去ではなくて、そこに横断歩道を入れるとすれば、駅前も含めた全体的な車両の交通整理等々も必要だということで、かなり問題が多いことの整理は、小樽開発建設部ともしております。ですから、全体、特に国道の横断歩道橋についてこれからどうしていくかということについては、今問題になっている駅前の再開発もありますから、もう少し時間をかけて努力するというふうにしていきたいと思っています。

森井委員

私が議員になる前から、この議論というのはきつとあったと思うのですが、私もこの仕事についてもう3年になるのです。3年間、この話に関してはずっと言い続けています。実際に目の不自由な方とお会いして話をしても、実質点字ブロックの問題というのは、大きな問題として降りかかっています。やはりそういう方々にとっては、一日も早くという願いがあると思いますので、今の話のとおりで、もっと加速度的に展開していただければと思います。浅草横断歩道橋は特にですけれども、交通の形態がほかの交差点と違う部分もありますから、確かに問題点は多いと思います。それでも、今これだけ歩車分離式信号機などの導入がある中で、全く不可能なことではなく、もうやろうと思えばできるところまで来ているのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

浅草橋矢印信号設置について

あわせて、歩行者動線のことで、今度は車の方も絡むのですけれども、信号機についてひとつ聞かせていただき

たいと思います。今度は、浅草橋街園の方なのですが、車の事故が多発しているという話を聞いています。それはなぜかという、あそこは歩行者がすごく多いですね。特に、街園の広場と運河側の横断歩道の人の動線がかなり多いようなのですが、それに伴い、札幌から余市方面に向かう車はその交差点で右折をするとき、つまりは街園の方に曲がるときに、歩行者が多いがために、曲がった後に、その歩行者が前にとまっていて直進車がぶつかるとい事故が、実はパターンとしてもう決まっています、何回も起こっているというような話を聞きます。実際に、冬で雪山が積もっているときだったので、歩行者の被害はなかったのですが、車がぶつかって、雪山に突っ込んできたということです。もし夏だったら、雪山はないですから、歩行者のところに全部車が入り込んだらという事が考えられます。そういうようなことが、車の事故ですからいろいろな地域でいろいろなパターンがあると思うのですが、浅草橋街園付近はパターンが決まっていますので、そこにおける信号形態を考えないと、近いうちに大きな被害が起こり得るのではないかと思います。特に、当然小樽の一般市民にとってもそうですが、小樽を訪れている観光客にも被害が生じる可能性が高い。本来は、いつも話させてもらっているように、歩車分離型の信号機をいち早く導入していただきたいと思うのですが、それは公安委員会の方にも問い合わせていただきましてけれども、北海道の中で数に限りあるという話を聞いています。それが結果的に引っ張り合いに負けると来ないので、せめて右折車がじらされないように、右の矢印信号をつけるべきではないかというような話が出ているのですけれども、この点についての建設部の見解をお願いしたいのです。

(建設)維持課長

浅草橋街園付近の交通事故の多発ということで、矢印信号という話ですけれども、直接的には公安委員会が信号をつけるかどうかという形になります。そういったことで、市の部局的には生活安全課が直接担当をするという形になりますので、そういったお話があったということを市民部生活安全課の方に伝える中で、どういうことができるかということを検討するという事になるかと思っておりますので、そういった形で市民部の方には伝えていきたいと思っております。

森井委員

実は、この信号機の話も、やはり2年ぐらい前からずっとやりとりさせてもらっていて、窓口が生活安全課だということも知っているのですが、そこでもいろいろな話もさせていただいております。今までは生活安全課に一つの課として動いていただいていたところもあると思うのですが、やはり建設部としても、その状況をしっかり理解していただいた上で、生活安全課と連携していただき、事故が起こってからでは遅いので、小樽市として、公安委員会とのやりとりをしっかりと続けていただきたいというふうに思っています。改めて見解をお願いします。

(建設)まちづくり推進室長

今、お話がありました内容につきましては、基本的に道路管理者が小樽土木現業所ですから、生活安全課の方でも話していると思っておりますけれども、私もといたしましても再度確認をして、先ほど課長も言いましたように、生活安全課を通して鋭意対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

森井委員

廃用道路の自然復元について

では、ちょっと質問を変えさせていただきます。

今回、代表質問の中で、海の景観について話をさせていただきました。これは基本的には観光視点ですので、観光振興室の方で答弁いただいたのですが、実際、海における資源というのは自然背景資源ですので、本当に小樽ははかり知れない可能性を持っていると思うのですが、この海岸環境が整っている場所もあれば、そうでない場所もある。例えば、高島のもとと土ごうだった海岸線の道が今、廃用になっておりますけれども、トンネル部分はふさがっていて、もう道路としての機能はないのに、地面はコンクリートのままなのです。つまり、自然環境を求めて海を訪れる方も、なぜか道路の上でキャンプしているという状況です。それを自然復元するとか、先ほ

ど撤去もハード整備という話をさせていただきましたが、新たに道路をつくるのではなく、道路を逆になくす、また自然に復元する、そのようなハード整備という考え方が今後すごく重要だというふうに思っているのですけれども、この点についての建設部の見解をお願いします。

(建設) 関野次長

山側の祝津に行くまでの交通事業ということで、新高島トンネル等の道路整備をしてきました。それに伴って高島トンネルの入り口がふさがれました。今、一部もう利用されていない道路があるため、そういうものを自然復元するということが残っております。それと、根本的には手続上の話をすると、道路法に基づく道路の区域があれば、地先の方が住む可能性がございますし、当然、地先に土地を持っている方がいらっしゃるということで、我々として勝手に道路の形態を変えるというのはなかなか難しい状況にあります。そういうことも考慮しながら、当然今、委員の言われている部分をこれからの新しい道路行政の中で対応できるのかというのは、今後は検討していかなければならないことだとは思っています。権利関係や費用などいろいろありますので、個別に可能かどうかというのを言われてすぐに決められるものではありません。将来的な課題として、そういうものを含めて詰めていきたいと思えます。

森井委員

今、少しずつ全国的にそのような使用しなくなったものに対する自然復元という考え方が広がりつつあると思えます。例えば、小樽でも、これは川ですけれども、武井委員がよくおっしゃるように、川を自然に戻す、サケを呼ぶという話がありますが、そのような自然に戻すというような考え方とかが今後のハード整備として必要不可欠な部分であり、つまりは新たなものをつくるというのと同じウエートをこれから占めていくのではないかというふうに思っています。全国事例がまだまだ少ない部分がありますが、だからこそ国に対してのPR、アピール度も高いのかなと思います。そういう場所は、特に小樽の場合はやはりまだ残っていますので、やはりそういう場所を活用して、自然回復すると。特に、私は地先の方とも何人が話しましたが、地先の方々は道路をそのままにということではなく、もう戻してくれと言っています。自然に戻さないと、ここにおける人の訪れのニーズにはこたえられていないというような話も聞いています。その情報も、市としてやはり収集していただきたいですし、その背景で国とのやりとりとかというのを続けていただきたいというふうに思っております。これに関しては時間のかかる部分だと思いますので、今後、検討を続けていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

景観法に対する取組について

それから、代表質問で景観法についても質問させていただきました。これは、先ほど松本委員からお話がありましたけれども、横田議員からも御質問があり、景観法に向けてというお話もありました。なぜもっと早くから景観法に対する取組をしなかったのかという松本委員の御質問に答弁いただきましたが、やはりどうしても客観的に見ると後手に見えると思えます。そうではないというふうにおっしゃいますけれども、事実、紳士服店にしても、マンションにしても、建設されてしまいましたから、結果的に景観法を導入していたら、それでもどうなったかはわかりませんが、やはりその必要性が高いということはもう認識されていると思えますので、ぜひその点の導入はお願いしたいというふうに思えます。

新市立病院と都市計画について

もう一点、病院のことについてです。

都市計画の背景として、築港地区に病院を建てることは本当に見合うのかどうかということを確認させていただき、代表質問でも話しましたし、予算特別委員会でも聞きました。そこで、その予算特別委員会で私が質問をした中で、市立病院新築準備室長に答えていただいたのですけれども、今、小樽の新市立病院を建てるという話が全くなく、もし民間が建てたいという話があったときに、建つことはあり得ないというような答弁だったと思うのですが、それについてはそれでよろしいでしょうか。

(建設)まちづくり推進室長

この土地利用につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、整備計画そのものには、建てているの悪いものというのが基本的になくて、底地がJRのもので、いろいろな形でそこに立地の話が来ました。そういった中で、民間の病院という話もありましたし、大きな商業施設という話もありました。そういう経緯経過の中で、民間の病院についてはあり得ないというか、考えられないということで答弁させていただきました。また、今回につきましては、あくまでも市長が森井委員の代表質問の答弁にありましたように、基本的に市立病院を前提としてということで、地権者の了解だとか、それから関係機関の了解を得ているという話が前提としてはございますので、そういった中でこの間答弁させていただいております。

森井委員

民間の病院が入ったときに、お断りしたというか、又は考えられないというふうな話がありましたけれども、それが私としては、都市計画としての本来の意義だと思っているのです。その意義に関しては、都市計画課長にも何度も答えていただいていますけれども、それが公的病院だからとか、又は周りの地権者が了解したからとかではないと思うのです。特に、小樽市全体の方々が何かしらの形で通われるであろう市立病院ですから、やはり地権者や周りの方々だけの問題ではなくて、すべての市民における注目度合いの高いものであり、それが本当に見合っている場所にできるのかできないのかということは、本当に大きなムーブメントになりかねないことだと思っているのです。特に、卵が先か、鶏が先かではないのですけれども、本来建てられる時期が逆であれば建てられないパチンコ店がもう既に存在している中で、病院ができる。本当にこれは病院として適切な位置なのかということがとても不安になるわけです。

ですから、その都市計画についてという話を何度も聞かせていただきました。特にあそこは臨港地区ですから、本来は地方港湾審議会とのやりとりになると思うのですけれども、それに関してはいろいろ確認させてもらったら、無指定地区で、何を建ててもというような考え方だと思うので、基本的には今かかっている都市計画の地区計画の背景だと思うのです。だから、当然、手順的にはできると思うのです。今までその手順も聞きました。多目的交流・商業地区は、一部の考え方を医療ということに切り替え、周りの地権者の方々の了解を得られれば医療・福祉関連サービス業務地区へ変更できる。それはよくよく理解できるのですけれども、民間がだめだという答弁の背景でもう一回聞かせていただきますが、都市計画の目線として、いわゆる建設部の目線として、たとえ市立病院でも病院としてあそこは見合う土地なのかどうなのか、その点について聞かせてください。

(建設)都市計画課長

都市計画から見た新市立病院建設ということでございますけれども、都市計画の変更、先般来話しています都市計画審議会で御審議いただくという前提はございますけれども、特に都市計画、具体的には21世紀プラン、小樽市でいうと小樽市総合計画、それに即しています。また、整備、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と都市計画マスタープランに即しているということになっております。新市立病院につきましては、21世紀プランの中においても、二つ病院があって非効率ということで改善点として挙げられております。それと、整備、開発及び保全の方針において、築港地区については、未利用地について地区整備計画を策定し、複合的な土地利用を図ることがございます。そういった意味から、整備、開発及び保全の方針、21世紀プラン、小樽市総合計画に即しており、不都合はないものということで考えております。一方、都市計画につきましては、法に基づきまして変更、社会経済情勢に応じて変更想定されるということで、変更手続も適宜位置づけられているということでございますので、そういう法に基づいて変更手続にこれから入っていくということで、現在条例に基づいて縦覧していますけれども、今後、都市計画法の計画案の縦覧をやっていくということでございます。

森井委員

病院の準備室の方が答えているかのような答弁です。都市計画背景でという話をあえて前提で聞かせてもらった

のですが、今の話は、今までもたぶんいろんな方が質問した上で答弁されている内容なのです。実際に必ずしも建設部ではなくても、準備室でも同じ答えはされていると思います。今後、早ければたぶん 9 月に、もう病院の基本設計をという話も出ると思うのです。来年にはもう動き始める。そのような中で、私たちはそれに対して判断をしなければいけないのです。それだけの大きな責任を背負っているからこそ、不安を今のうちに払拭したいわけですよ。だからこそ、代表質問の中でも、金銭的な部分も聞きましたし、ほかにも医師確保の話も聞かせていただきました。今回は、都市計画という背景の中で聞きましたが、どれについても、ふに落ちる答弁が来ない。今の話も、今までもうたくさんの方が質問されており、それぞれの方々の質問と答弁の資料を見させていただいております。けれども、それでは納得ができなかったので、あえて代表質問で時間を割いて、病院のことについて、特にここは市立病院調査特別委員会でもないですから、建設常任委員会として、建設部の答弁がいただきたいと。本当に見合うのか、見合わないのかというようなことで聞かせていただいたのですが、先ほど松本委員の方からも質問がありましたけれども、たぶん自分自身が思っているような答弁は、いろいろ現状として返ってこないのかというのを、今さらながら理解したところなのですが、都市計画というのは、本当に私としてはすごく重要なものだというふうに思っています。たとえこうだとしても、時にはそこに踏み込んでいいのか、いけないのかというそのラインがやはりどこかにあるのかなと思っていて、今回も病院の計画における地区計画に対してのアプローチの仕方が、私としては確かに手順はいける。けれども、民間が建てようとしてもできない。そういう事実がやはりある以上、すごく不安な要素が取りぬぐえていません。私はそれを、ではどうしろ、こうしろと、現状でこの場では言えませんが、やはりこの残り数か月間でその不安を払拭するために、ある意味建設常任委員会としても今後いろいろな質問、又はいろいろなやりとりをさせていただきたいというふうに思っていますので、この点についてもいろいろと指導していただければと思っていますので、よろしくお願いします。

委員長

それでは、平成会の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。公明党。

斉藤（陽）委員

景観行政団体について

各会派の皆さんも触れられておりますが、多少観点の違いもございますので、重複を避けながら簡潔に景観法に関連して伺いたいと思います。

昨年の第 4 回定例会の建設常任委員会で質問させていただきまして、そのときの答弁では、まず先に従来の現行の景観条例に基づく特別景観形成地区の拡大の方が先決問題であり、それが終わって一段落した時点で、景観行政団体になるかどうかといった部分も考えに入れて今後検討していきますという答弁をいただいていたわけですが、今回、景観行政団体になることを目指すということが方向性としてはっきりしたということです。それ自体は非常に賛成なのですが、何点かわからないところもありますので、伺っていきたいと思います。

まず、去年の時点でいろいろ伺ったときに、景観行政団体になるための課題としていろいろなことがあり、現行の景観条例と景観法との関係について、中身を詰めていかなければならないということだったのですが、具体的に今検討されている中身について、例えば新たな基準をつくるとか、地区を指定するとか、景観重要建造物、

景観重要樹木の指定とか、景観計画を定めるとか、そういう作業があると思うのですが、それらのことについて教えていただきたいと思います。

(建設)まちづくり推進課長

これから景観法に基づいた景観条例の改正に取り組んでいくわけですが、まずしなければならないことは、景観計画をつくっていくということになります。景観計画の中身ということでは、まず景観地区内での行為について、どういった行為をすることがいいのかという、そういう基準を設けることが必要になってきます。それで、大きくは三つなのですが、色、デザイン、高さ、この三つが建物の一つの基準、こういったものをどの地域にどういったものを入れるかということを経営計画の中で、決めていく必要が出てくるということになります。もう一つは、これは地区の話なのですが、建物なり樹木の話で景観法では景観重要建造物、それから景観重要樹木というふうになっておりますけれども、これについてどういったものを指定するかということが出てきます。この視点については、景観法上は所有者の意見、意思を聞く必要がないというふうになっておりますけれども、具体的には勝手に指定するわけにはいきませんので、所有者の意思を確認しながら指定をしていくという形にはなっているというふうに思っています。おおむねその部分については、現行条例とは多少の相違はあるのですが、現行条例でも大規模建築物の届出なり、それから指定歴史的建造物だとか、指定保存樹木だとか、そういったものがございまして、おおむねこの景観計画的、景観傾向を定める部分は、現行の景観の取組とかなりオーバーラップする部分があるだろうというふうに思っていますので、この部分については今までの継続なり、あるいは新しい要素を入れながら景観計画をつくっていくという作業をしていきたいというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

今の具体的な基準は、現行の条例のものをある程度そのまま生かせるというふうに聞いたのですが、ただ、去年の第4回定例会のときの質問のときに、下手をすると、期間的にもいろいろな基準の見直しとかそういった部分については、もう二、三年かかる可能性もあるのだという、作業量が大変大きいという説明がありまして、現行の条例をそのまま継続して使えるよというニュアンスとはちょっと違っていたかなという気がするのですが、新たに定めなければならない基準だとか、新たに導入されるものというのはあるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

先ほど、説明不足だった部分があるかと思いますが、現行の景観条例では色だとか、形というのは、明確には決めておりません。新しい景観計画では、今よりも一歩先に進んで、ある程度もう少し具体的な形だとか、あるいは具体的な色、あるいは高さについても、一定程度決めなければ効果はないだろうと思っていますので、そういった方向で進めていくという部分では、地域・地区に応じては非常にその地域の方々の意見等々も反映させなければなりませんし、そういった面では時間を要する部分ではないかなというふうには考えておりまして、その当時、二、三年という意味合いはそういうことだったというふうに思っております。ですから、現行の条例をそのままその部分に移行できるかという、もう少し内容を濃くしないと、現状のままと同じ形になりますので、そこは今これから景観審議会の意見を十分に聞いていこうということで、これから作業を始めようと思っていますので、そういった中でどれだけ時間がかかるかは今のところはっきりと検討が付きませんが、なるべく早めに作業を進めていきたいと思っています。

斉藤(陽)委員

二つあるのですが、そういう作業を景観審議会うんぬんで、基準などを新たなものを定めようかという、そういう検討と、その中身を詰めていく作業と、先ほどありましたけれども、道との協議の中で景観行政団体に認定を受けるといった作業と、これはどちらが先なのか。そういう中身を詰める作業をする前に、まず景観行政団体になってしまうと、なってしまってから中身を詰めるのだというふうに考えていいのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

基本的には、まず景観行政団体になるという手はあるということがまず先になります。ですから、10月かあるいは11月ぐらいには、景観行政団体になる手続を今から始めようというふうに思っています。ただ、今もう一つ、景観計画づくりの話ですけれども、作業的には、今、景観審議会の中にワーキング部会を設置しておりますので、景観法の勉強だとか、あるいは景観計画の中身については、今、計画的にワーキングを開いているのですが、来月早々にでももう一回開いて、その中で具体的な景観計画の話をもう一步先んじて進んでいこうというふうに考えておりますので、形的にはまず景観行政団体に手を挙げるとするのが先ですけれども、作業的には景観計画の策定等々について、ワーキングはもうスタートしているという形になります。

斉藤(陽)委員

その景観計画の中身で、前にも私は指摘したのですけれども、いわゆる色とかデザインの部分で、マンセル値というのですかね、明度とか彩度とかそういったものを組み合わせた具体的な数値的な基準を定めてほしいということです。できるだけ主観性というか、そういう個人の好みだという問題ではなくて、客観的に数値的に明確な基準にするというものも必要だというふうに思いますし、そういった部分も取り入れていただきたいというふうに思います。景観行政団体に手を挙げる部分の作業と、一方では景観計画の中身を詰める作業と、同時並行することだと思うのですが、実際に今景観行政団体になっている自治体というのは幾つあるのでしょうか。政令市とか中核市というのは自動的に、もう黙っていてもなってしまう。そのほかに、自動的にではない市町村というのは、全国的な数値でいくと、道内ではあまりないみたいですね。インターネットで見ると、町とかで少しあるけれども、いわゆる市のレベルではそういう景観行政団体になっているところは、道内には少なくともないし、全国的なそういう流れといいますか、数的なもの内訳だとか、教えていただきたいのです。

(建設)まちづくり推進課長

今年の3月15日現在ですけれども、都道府県、それから政令指定都市、中核市を全部入れまして、景観行政団体になった地方公共団体が211ございます。その中で、北海道ですと、たしか東川町1町が景観行政団体に今なっているというふうには思っています。

斉藤(陽)委員

ということは、小樽市が景観行政団体になるまでの間になるところもあるかもしれないですけれども、当然市として非常に先駆的といいますか、従来の景観行政も先駆的な動きをしたわけですけれども、今回も遅れることなく、全国に先駆けてと言ってもいいのではないかと思うのですけれども、その景観行政で、実質的に今まで要するに強制力がなくて不十分だった部分、力不足といいますか、現実には不適格な建物が建ってしまったというような事例もあるわけですけれども、この景観法の手続が導入されると、具体的にどういうふうになるのでしょうか。例えば届出だとか、いろいろな設計、施工方法などをその景観行政団体に届け出るとか、許可を受けるとか、どういうことが変わるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

景観法に基づいても、現行条例とそう変わらないのですけれども、例えば色を変えよう、形を変えようというようなことを考えた場合には、まず届出をしていただきます。これは届出制になっております。その届出に基づいて、その基準に合っていれば、当然許可を出していくということになりますけれども、届出内容がその景観計画にそぐわないということになれば、是正命令が可能になります。是正命令が可能な部分は、色と形の部分、この二つは是正命令は可能ですけれども、高さについては基準を設けますけれども、高さをオーバーしたからといって、高さは是正命令はできない、こういうことが特色になっております。

斉藤(陽)委員

届出と許可ということなのですが、現行の条例では届出だけです。あとはお願いというか、できればこうして

もらいたいぐらいの話で、許可するという権限はあるわけでないし、是正命令が出せるわけでもないということで、規制が強まるという部分はそこだけですか。

(建設)まちづくり推進課長

是正命令のその後ですけれども、是正命令を出して、従う場合ともちろん従わない場合、二つございます。今回の特色の中では、まず強制力という部分では、是正命令に従う場合はいろいろあるのですけれども、罰則規定を設けていますので、場合によっては罰則を科して強制するということになります。そこが一つ違うというふうに思います。

斉藤(陽)委員

具体的に、今年の10月から11月ぐらいまでには、その景観行政団体になっていくというふうに伺ったのですが、景観行政団体になること自体が目的ではなくて、小樽市の景観行政をそういう内容のある、実質的な強制力を持った強いものにすることが最終的には目的なわけですけれども、実際に行政的にそういう内容が伴っていき、体制は整ったと言えるような時期になるのは、いつごろになるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

これから18年度、19年度と作業を進めるという中で、やるべきことはたくさんある。条例をどうつくるかということ、景観計画をどうつくっていくかということ、この二つの作業がありまして、これからの検討になるので、どのぐらいのボリュームになるかということも今のところまだ判断できない部分があるので、ここまでやりますという宣言がなかなかできないのですけれども、早めということですから、できれば19年度末ぐらいにはおおむねの方向、条例改正だとか、あるいは景観計画についても、何とか形のあるものにしていきたいというふうに思っていますけれども、場合によっては、その検討内容によってはもう少し延びる可能性もないとは言えないということで、今後の流れの中で若干の変化といいますか、その部分はあるというふうには思っています。

斉藤(陽)委員

それで、具体的な手順は今聞いたのですけれども、条例についても、現行の景観条例を改正するという形で持っていくのか、新たに全く新しく別条例として、従来の条例を廃止して新しい条例を制定するというような形に持っていくのか、そこら辺の判断もあると思うのですけれども、この見通しというところはいかがですか。

(建設)まちづくり推進課長

我々もそのあたり三つぐらい方法があるというふうに思っています、一つは景観法の委任条約的なもので、景観法に基づく条例という形で思いきりやってしまう方法と、現行の景観条例は相当歴史もありますし、ですからその景観法の要素を今の現行条例の中に入れていくという方法、これは視察された小田原市あたりはそういう方法をとっているというふうに聞いています。それともう一つは、京都市は景観法に基づく条例と、もう一つ京都市がもともと持っていた条例を2本立てでやっているというふうに聞いています。そういうことで、三つの方法があるのだらうと思っていますけれども、これからの話ですけれども、基本的には、現行条例にその景観法の要素を取り入れるという方法が一番いいのではないかと今思っているのです。今後、流れの中で変わるかもしれませんが、基本的にはそういう方向で考えています。

それで、説明不足だったところがあるのですが、景観計画は、まず一つに景観地区というのも今回定めていくという方向性にあります。景観地区は、例えば今の特別景観形成地区を想定しますと、そこに非常に厳しい条件、例えば形態、意匠はこういうものだ、高さはこれ以下だとか、壁面後退せよとか、それから敷地面積は最低限度このぐらいだとか、そういったような厳しい制限を入れる景観地区というのもあります。これはもうそれに違反した場合には、是正命令と罰則という形で、非常に厳しい条件をつけることができる制度もありますので、これについては今の景観条例体制あるいは景観計画づくりとはちょっと別次元でもう少し議論をいただく部分があると思っていますので、今の景観計画を定めた後に、地域の方々と十分話し合っ、上から押しつけるという形にはで

きませんから、地域の方とも十分にコンセンサス形成を得られた場合は、特に重要な景観地区については、そのような景観地区の指定といったものも進めてまいりたいというふうには考えています。

斉藤（陽）委員

日本の景観行政の先駆を切ってきたという小樽市の自負もあると思いますし、現行の小樽市の景観条例を非常に値打ちのあるものというふうに思いますので、これを全くやめてしまって新たにつくるとか、あるいは景観法をそのまま移入して条例をつくるとかという形ではなくて、できればこの小樽市の現行のすぐれた部分を生かしながら、この現行条例の中に景観法の非常に強い規制力も導入するという形で、現行条例を生かした条例づくりという方をぜひ望みたいと思います。

最後ですけれども、今、この景観条例というものが新たに制定されたとして、実際の景観重要建造物だとか、景観地区の中で住んでいる人の暮らしや、いろいろな営業活動もあるでしょうし、生活もあるでしょうし、そういったものがいろいろあって、従来なかなか強制力を持ってそこまで小樽市としては踏み込めなかったという部分があるわけですから、この景観条例の中に、法の強制力を導入するという時点で、具体的にどのように市民に理解してもらおうか、具体的には既に営業活動をされている方に、小樽市の考え方はこうなのだということを納得してもらおうかという世論の喚起といいますか、そういった取組を小樽市でこれからどういうふうにされていくのか。ただ知事に景観行政団体になりますという認可を受けるといふそれだけのことでなくて、より市民に対して訴えかけるアクションといいますか、どういう取組をされるのかを伺います。

（建設）まちづくり推進課長

国の方でも、この景観法に基づくいろいろな条例化については、市民の皆さんの意見を十分に聞くようにということが基本的な前提になっておりますので、本市もそういうふうにしていきたいと思います。基本的には、本市には景観審議会に13名の委員がいらっしやまして、まちづくりあるいは景観づくりに非常に見識の高い方々で構成されていますので、まず当面そういった方々の御意見を伺うというのが一つです。もう一つは、やはりそれだけではなくて、特に重要な地域の方々、事業者の方々あるいは市民の方々の意見も聞く必要もございますので、ちょっとまだ方法はこの段階でどうこうするという形にはできませんけれども、例えば今、インターネットの活用だとか、あるいは景観フォーラム的なものの活用だとか、そういったことも含めて検討していきたいというふうに思います。

斉藤（陽）委員

パブリックコメントがはやっていきますけれども、そういう名前はつけなかったとしても、市民の声をよく聞いた、それから直接出前講座でもいいですし、いろいろな説明会とかもあるのでしょうかけれども、そういった中で、実際に生活している人、そこで暮らしているいろいろな営業をしている人の不便にならないといいますが、そういう私の権利を圧迫するというのを非常に懸念されるという部分もありますので、そういった部分と、全体の景観の両立にぜひ配慮したこの行政をこれから進めていっていただきたいと思います。

建設部長

今、るる景観計画について話をしました。特にその景観計画の中では、デザインや色彩については変更命令も出せるということもありますし、そのほか景観重要建築物というのは、あくまでも所有者の同意を得ずにしてできるという強い規制になるのですけれども、そのときには当然住んでいる人たちの現状変更については許可制になる、それに対しては当然、自分の不利益になる部分については、市に対して損害賠償を設けられるというような逆もあるということなのです。まちづくりというのはそういった規制ではなくて、市民全体がどうすべきかという総意の中で構築されるというふうに思っていますので、委員がお示しのように、市民の方の意見をどう吸収していくのかということとは、やはり重要なポイントになりますので、それは方法論も含めて、今後の課題として持っていくべきです。できれば議会の中でどんどん報告を申し上げて、御意見をいただくとかというようなことも含めて、多面的な形で持っていくように考えておりますので、そういう意味ではぜひ御協力をいただきたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

プールの代替について

まず第一に、第3ビルの再開発の問題ですが、部長答弁の中で、このプールの必要性は私たちも認めていますと、こういう答弁があったようですが、それでは第3ビルにプールができないということであれば、代替の展望はどう持っていられるのか教えてください。

建設部長

第3ビルのプールの動向については、今回、代表質問の答弁の中で、市長としては導入について断念せざるを得ないと申し上げました。その中では、やはり市長も利用者の方に対して御不便をかける部分について、ひとつの案としまして代替施設だとか、教育委員会の方と十分詰めるという答弁も申し上げました。ですから、これから教育委員会の方で始まった部分についての了解を得ながらも、その代替については協議の中で進んでいこうというふうに思います。その中で、例えば民間施設もあれば、市の施設もあるといった議論の中にあるのかなと思いますが、今、具体的なものはまだ示されていません。

武井委員

必要性は認めているのですから、私たちは前途は明るいと思っていますので、ひとつ期待を裏切らないようにしてください。

電線類の地中化とマンホールの移設について

二つ目、街なか活性化について尋ねます。

先ほど森井委員の方から、歩道橋に関する視覚障害者対策の問題が出されました。視覚障害者対策は私も前から言っている問題ですけれども、消火栓とか、電柱とか、この歩道に立っています。これは、道路整備が後手となった関係から出ているわけで、以前には私の質問に対して、これらは計画的に移転いたしますという答弁をいただいているのですが、その計画はとんざしているのか、今でも進んでいるのか、どういう流れになっているか教えてください。

(建設)まちづくり推進室長

バリアフリーなどの関係で、まず電線類の地中化ということで話をさせていただきたいと思いますが、小樽駅を中心といたしまして、バリアフリーの関係につきましては、歩道の広幅化もあわせて、国道5号、ちょうど大体小樽駅を中心として500メートルぐらいの範囲の中で、国道5号につきましては、整備を終えております。それと中央通につきましては、中央通の土地区画整理事業とあわせて、電線類の地中化等は、完成しています。それからそこに続きます道道小樽臨港線につきましても、一昨年、範囲を決めて整備を終えておりますので、主要な街路については、既に電線類の地中化の整備は終えているというふうに我々は認識しております。

武井委員

私の質問に対しては、電柱ならば大体10本ぐらいつかえていきたいと、あるいは下水道のマンホールですけれども、これは前回も言いましたが、富岡とか、潮見台とか、道路の狭いところは、できるだけ道路の真ん中にマンホールをつくらなくて、端の方に移設をして、車の通行妨害にならないような方法を考えていきたいと、こういう答弁をいただいておりますが、それぞれどうなっているか教えてください。

(建設)維持課長

今、私どもの方では臨時市道整備事業をやっております。それで、広幅員の道路をやっておりませんが、北海道電力の電柱、N T Tの電柱は全部右側の方に寄せまして、少しでも道路を広く使おうということで工事と

もに移設して行っております。

水道局長

下水道管の話が出ましたけれども、今の市道の中に埋設物がたくさんございます。私どもも、マンホールにつきましては、道路の端に寄せたい気持ちは持っています。しかしながら、今言いましたとおり、埋設物の関係で、どうしてもセンターに寄せざるを得ないところがあるというのは御理解願いたいというふうに思います。

武井委員

そうすると、それは将来展望もないということで、もう仕方がないのだと、こういう答えだというふうに理解していいのですか。

水道局長

今言いましたとおり、できる限り道路のセンターに持っていきたくないのはやまやまですけれども、道路の中に入るスペース、ほかにNTTだとか、北海道電力だとかがたくさん入っていますから、入る部分がないところではもう仕方がないということです。ただし、入る部分があるのであれば、そういう努力はしていきます。

武井委員

そういう場合は、マンホールの上に断熱材を置くという答弁をいただいているのですが、その考え方はどうですか。

(水道) 管路維持課長

マンホール関係につきましては、前にも出ている話で、マンホール上の雪面が下がったりする部分については断熱材を敷いて、今の局長の答弁にありました埋設管につきましても、私どもの方としては他の埋設管等もありますので、新規で入れる場合、又は個人で入れる場合については、できるだけ路肩なりには入れる努力をしています。

また、消火栓につきましても、地下式という形はありますけれども、作業上、冬期間の対応には支障を来すものですから、そういうものについてはできるだけ民地側に寄せるような方法はとっていきたいというふうに考えます。

武井委員

断熱材は計画的に入れるのですか。

(水道) 管路維持課長

断熱材は、今入れて作業をしているところです。ただ、古いものについてはやっていない部分ありますので、そういうのは道路状況を見て入れるようにはしています。

武井委員

於古発川の自然再生について

それから、於古発川のような3面壁、コンクリートできているところを苦小牧のように壊して、サケが上がってきて産卵できるような、そういう自然形の川に直しなさいと、こういう要望をしているのですが、これらについては、他の都市等を参考にしてやる気はあるのかなのか、答弁してください。

(建設) 建設課長

今、於古発川の改修につきましては、断続的に壊れた部分だけの補修ということで進めております。於古発川につきましては、暗きよの部分もございまして、抜本的な改修ということになれば、自然とかそういった部分も配慮ということになります。今行っている部分については、あくまでも現況の補修ということですので、新たにそういった自然環境の導入とかそういったようなことを関連させて考えておりません。

武井委員

いや、補修なんかする必要はないのです。皆さん、あのサケの産卵の現場を見えていますか。せっかくあそこまで帰ってきて、そしてコンクリートの上に卵を産んで死んでいくというのですよ。こんな冷たい小樽のまちづくりでは、

サケはたまったものではありません。ですから、早く苫小牧のように、3面壁をなくし、自然流下にすると、こういう方法についての考え方は今後持てませんか。

建設部長

自然に帰するというのは、方向性としては理解していかなければいけないのかと思うのですが、そうするためには今の河川幅の用地が当然足りないという話になります。それで今、大規模な土地の整理をしなければ、そういう用地の確保もできないような状況の中では、今こういった経済状況なりを考えたときには、今すぐそういった拡幅をするのは、土地の整理も含めた中での河川整備というのはなかなか厳しいというふうに判断せざるを得ませんので、その辺は御理解いただきたいと考えております。

武井委員

あまりいい答弁ではないようですが、お金がない小樽市だとすれば、今、お金をかけて3面壁にする必要はないのですよ。自然流下でもそのまま結構なのですよ。あなた方はサケを呼ぶことについては、これは港湾部も、市長も含めて我々に許可したのだから、サケが帰ってきたら今度は卵を産む場所がないと、それではダメなのですよね。先ほど後追いの話がありましたけれども、自分で許可していながらこうして三面壁を壊せと言われていのですから、こういうようなことではあまりありがたい答弁だとは思っていません。これからも見詰めていきたいと思っています。

第3ビルにおける市民の憩いの場について

それから、先ほどの答弁の中にあつたようですが、第3ビルの中のお年寄りの憩いの場の話で、現在は第3ビルの2階、長崎屋の1階の吹き抜けのところ、お年寄りがみんな集まって談話をしている、こういう光景がよく見られます。ところが、今度の新しい第3ビルの工事の中身には、何かそういう吹き抜けの団らんの場がないように思うのです。これは先ほど森井委員が話していましたが、今後何とかやはりお年寄りが集まって楽しんで話をするような場所、こういうようなものは新しい第3ビルの中にはできないのですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

先ほども御質問がありまして、答えさせていただきましたけれども、基本的には今、公共でそういった施設を持つという形にはなっておりません。ただ、まだこの図面は最終的に固まったものではありませんので、これから準備会で鋭意協議をしながら最終的な実施設計を進んでいくところでございますので、その中で、私たちとしては公共的な広場といえますか、そういった部分は何とかできないのかということで、民間の方にはお願いする部分はありますけれども、なかなか事業的には厳しい部分がありますので、その辺はどこまで反映できるかどうかというのは明確には今答えられませんが、部屋とかとそういう一つの固まりではなくて、少し広めの通路だとか、そんな形でもできないのかというそんな投げかけは今しております。ただ、結果はまた別ですが、これからそういった形での協議をされた流れの中で、最終的な案になるというふうに思っております。

武井委員

期待していますから、ぜひともそういうような市民の憩いの場を設けていただきたいと思います。お年寄りやはりああいうのが楽しみだそうですね。ですから、これから灯油が高くなればなおさら、ああいうところでもって話し合いをしたいのでしたら、市民の広場をぜひとも実現をしていただきたいと要望いたしておきます。

歩行者案内標識について

三つ目は、歩行者の案内標識の問題。これも2.3メートルから2.5メートル掛ける2メートルぐらいの大きさになるということですが、先ほど交通事故の問題もちょっと出ましたけれども、ドライバーや歩行者の死角にならないような場所に設置してほしい。それでなくても事故があるのに、このように2メートル以上あるなんていいたら、相当死角ができると思うのですよ。ですから、それらのことを注意して、そうならないような取りつけ方をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(建設)都市計画課長

今、委員がおっしゃったように、総合案内標識の大きさは、スケールを書いておりますけれども、2メートル弱でございます。幅も1メートル四、五十センチメートルでございます。この標識を試行するところは、今のところ運河プラザと長崎屋と北運河の方に考えておりますけれども、基数はそれほど多くないということで、設置位置につきましては、交通車両の死角にならないこと、あと歩行者の安全確保という観点から、十分検討してまいりたいというふうに考えております。次に、誘導標識は見てのとおり、高さ2メートル強でございますけれども、幅も狭いです。四角柱でございますので、大きさは、横から見ても、前から見ても、同じ大きさでございます。

(「棒みたいだな」と呼ぶ者あり)

ええ、棒でございます。そういう意味で、位置については、冬期間の除雪の問題等も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

武井委員

テンジン川砂防事業について

次は、北海道横断自動車道の工事に関連して、テンジン川の砂防ダム設置について尋ねます。

これは、自動車道とは関係ないのだということをよく聞きます。しかし、これはテンジン川の砂防ダムをつくっているその跡に、後を追うようにして、この自動車道ができるわけですね。だから当然、自動車道の橋脚の埋め場所、橋脚が建つ場所、こういうのがこのテンジン川にひっかかってくるわけです。ですからこれは、あなた方は別々の話だと言うけれども、私は別々だと思いません。したがって、この川の工事のことについて、ちょっと触れてみたいと思いますが、テンジン川は何級河川ですか。河川台帳には載っているのですか、いかがですか。

(建設)用地管理課長

小樽市の普通河川ということで、台帳に奥沢川で載っています。何級河川というのは国と道が管理している河川なのです。小樽市の管理しているのは、普通河川と準用河川です。準用河川というのは市内に4本ありますけれども、普通河川というのが81本ありまして、このほかに支流がありますけれども、今おっしゃった部分については奥沢川という形で載っています。

武井委員

この川は、「ああ、これ名前ついているのかい、この川」と町会長自身が言っていたぐらいの川なのです。それから、水が枯れるような川では、これは河川法で言う川とは位置づけられないでいるわけですね。この川は天神町の方に流れてきている川で、夏になったら枯れてしまうのです。雪解け水と夏の大雨が降ったときだけは流れてくる。写真も見せてもらいましたけれども、川の形をしていないのです。ただ、自然流下みたいに、集まった水が流れているような状況なのですが、これらについての工事は、きちんと1級河川なり2級河川並みに工事するのでしょうか。これは、河川法で言う第23条や第3条、あるいは第21条に該当するような、そういう川なのですか。

(建設)関野次長

もう一回整理いたします。河川には、河川法による河川があり、それについては国及び道が管理している河川です。それが1級、2級と言われております。河川法によらないところは、市が管理しているのですけれども、一つは準用河川といいまして、それは法律に準じているということで準用という河川でございます。そのほかに今回の部分については普通河川と言われていたことで、河川法によらない川ということでございます。

それで、今回、工事をやるということで、町会の方に説明申し上げております。その中で、今回の事業については、ちょうどあの場所が地域防災計画の中で溪流地区の指定がございまして、砂防災害の砂防指定地区に入っております。そういうことで、今回は河川法でなくて砂防法の方で整備を行うということです。その砂防事業につきましては、都道府県が実施するものですから、今回は、北海道が事業主体ということになっております。

武井委員

そうしますと、水利権の問題が出てくるのですが、河川法第 3 条に抵触すると思いませんか。

(建設) 関野次長

水利権については、普通河川の中で事業などをするときには、河川法ではなく小樽市普通河川管理条例に基づいた手続きが当然必要になります。

武井委員

なぜこの問題を出したかといいますと、皆さんに以前からこの問題と話していたのですが、道が言うには、水利権の許可を得ていないから、これについてはうんぬんという回答をしたと答えています。だから、このような川も水利権が必要なのかどうなのかという問題です。常時流れている川でないわけですから、枯れるような川の水利権の許可は必要なのかどうなのか、私はそこを聞きたいのです、いかがですか。

(建設) 関野次長

条例の中では、そういう一つの水をとるという行為も、許可の中に入っております。ですから、当然そういう手続を本来とるべきだと思います。

武井委員

もしそういう問題が出てきますと、この農家の人たちの言っていることは、河川法の第 21 条の「その他の施設」に入ると思いますが、この場合の移転は、今、次長が答えたような水利権を取るような川であれば、工事者は補償しなければならないと書いてあるのです。補償する気はあるのですか。

(建設) 関野次長

今回の場所につきましては、1 級河川、2 級河川という、法律に基づく河川法ではなくて、小樽市普通河川管理条例に基づきますので、それによる手続になると思います。河川法でいう水利権について、条例の中でも水利権という言葉を使っているかどうかはわかりませんが、飽くまでも一般的に公共物である水を使ったり河川の敷地を使ったりする場合は許可が必要ということです。

武井委員

どうもすんと落ちないのですけれども、それでは今まで道と交渉した内容を話してください。

(建設) 宅地課長

ただいま委員から御質問がありましたテンジン川という名前は、北海道が奥沢川の上流で施工する工事名でテンジン川を使って、今、事業を計画しております。これについては、先ほどの説明にありましたように、砂防法に基づきまして、渓流からの土石を民家の方に流れないようにせきとめるために行います。この道の工事では水はとめません。あくまでも、たまった土石が一時的に流れるのをとめる工事を行います。そのときに、当該区域の中に付随しているポリパイプがありました。そのパイプを、北海道の方では、工事に支障になるので、その場合にはその方に移設をお願いすることになるでしょうということで、道の方は計画を説明して、これから用地買収して事業に入っていく段階なのですが、もしそこにそういうような支障物件がある場合には、後で河川管理者の方に申し出て、移設なり撤去なりになるでしょうという答えは、私の方でいただいております。

武井委員

だから、そこなのです。そのパイプについて支障物件という言い方をしているのです。20年も30年も使ってきた、一々、水利権について道の許可を取ってきたようなものでもなく、流れているか、時たま枯渇するような、すぐそこにある川の水なのです。いざ道が北海道横断自動車道の工事をすると、水利権だの何だのという問題が出てきて、農家の方は、「そんなもの何で」と言います。水が引けないということは農家をやめろということなのです。死活問題なのです。だから、そのパイプが工事の支障物件というのであれば、動かすなら動かしてもらって結構だと言っているのですから、施工者である道がやるべきではないのですか。今のこの河川法のどこを読んだら、

本人が負担しなければならないということになるのですか。このあたりが、東日本高速道路株式会社と結託しているのかどうか知りませんが、どうもうまくないと思うのです。納得いく答弁をしてください。

建設部長

今、小樽市の立場、最後は道の立場、農家の方の立場、それぞれがどうも明確になっていない部分があったの議論のように感じました。大至急、工事をやる小樽土木現業所、河川を管理する小樽市も含めて、一体となった整理をさせていただきたいと思いますので、少し時間をいただければと思います。

武井委員

よろしくをお願いします。

北海道横断自動車道工事による水源地の影響について

では、今度は水道局に質問をします。

この今の工事では天狗山の方までの工事をしますが、それまでかかっている川の工事をすることによって、奥沢水源には影響があるのかなのか、これが一つ。

それから二つ目。この沿線の人たちは、水道水は使っていません。井戸水を使っているのですが、工事をやることによって、井戸水の泉源が変化するといいますが、ほかの方にずれてしまうというようなことなどがよく聞かれますけれども、こうなった場合は、何かいい方法はあるのでしょうか、教えてください。

(水道) サービス課長

水源の枯渇ということでございますけれども、今のお話の奥沢川につきましては、水道の水源となっておりますので、東日本高速道路株式会社が工事を行っても、水道局の水源には支障はないというふうに考えております。

ただ、今のこの箇所近くに天神配水池という施設がございます、そこからパイプが出ております。そのパイプが一時支障になる部分があり、砂防ダムの工事に影響が出るという話は聞いています。

また、今、ここの箇所で井戸を使っている方がいらっしゃるということで、水道局としまして未調整世帯ということで承知はしております。ただ、工事に伴う井戸の補償につきましては、工事事業者の方で補償という形も考えなければいけないと思っておりますので、もし工事事業者の方から水道局にそういう相談がございましたら、できるだけ市もどう対応するかということでは相談に乗りたいというふうに考えております。

武井委員

エキノコックス汚染について

これは通告していないのだけれども、エキノコックスの問題について質問します。今朝も長橋 5 丁目の方から連絡があったのですが、エキノコックス汚染の指定地域の松山会館の前の水は、あれだけ多くの水が流れているのですが、これをみんなあの近所の人にはくんでいたのです。ところが、今、エキノコックスでだめだと言われて、もう二、三年以上たつのでしょうか。目の前にある水が使えないということで、二セコまで水をくみに行っている人がいるというのですよね。一体こういうエキノコックス汚染というのは、いつになったら解除するのか、このあたりはどのような展望を持っているのですか。

(水道) サービス課長

エキノコックス汚染というのは、全国的に出ております。ですけれども、水道で処理している水については、100パーセントエキノコックスは除去されるということで、エキノコックス汚染と水道水の汚染は、全く別個のものでございますので、エキノコックスの汚染の可能性のあるところについては、水道水を引いていただくという指導をしております。

水道局長

エキノコックス汚染の話ですけれども、エキノコックスというのは、キツネがいる限り存在するものでありますし、私どもの水道局で、いつまでだと言われても、それは私どもで答えられるような状況ではありませんから、今

のような答弁になったと思いますので、御理解願いたいと思います。

武井委員

市民の人たちは、保健所の指導が足りないのではないかと言うのですよ。こういうふうになれば、エキノコックスから逃れられるとか、例えば、京極などのように泉源から直接管を引っ張らせて、キツネが水を飲むような状況をなくすという方法もあると思います。だから、そういうような指導があってもいいのではないかとっています。いつまでもそのエキノコックスがあるから、汚染地区だからとっているのではなくて、検査しているのだろうか、そして、解除ということだってあるのではないかと、解除がなかったら、こういうふうになればいいよという指導があってもいいのではないかと、こういうような市民からの声なのですけれども、これらに対しては、いかがですか。

水道局長

今のことは、保健所の管轄だと思っていますから、私ども今日初めて話は聞きましたので、保健所の方に申し伝えるようにいたします。

武井委員

市営住宅の指定管理者制度導入に伴う諸問題について

次は議案第23号について尋ねますが、指定管理者の指定期間は5年とありますが、5年というのはどこからの判断ですか。

(建築)建築指導課長

一昨年の指定管理者の条例で5年というふう決められておりました。しかしその後で、最初は原則3年間というふうになっております。

武井委員

それから、もう一つは、この指定管理者は、入居申請者の収入申告までやる業務になっています。この人たちにはプライバシー問題は影響ないと、大丈夫だと、太鼓判を押してこういう業務を任せることにしたのかどうか、教えてください。

(建設)建築住宅課長

現在、市営住宅は財団法人北海道住宅管理公社に委託しておりまして、その中で入居に際して収入申告を受けて、入居できるかの審査の業務を行っております。今回、指定管理者を導入して、新しく指定管理者協定を結ぶ事業主に対して、協定書、それから管理業務仕様書の中で、個人情報保護についての取扱いを示すとともに、小樽市としても、情報管理に対して指導、監督をしていく形で十分対応可能だと考えております。

武井委員

桜E団地の駐車場の料金の収受はだれがやるのか。

それから、今、団地には自治会というのがあるわけですが、この自治会に市が駐車場の料金の中から交付金を落としているのですけれども、この交付金は今のまま同額の金額が自治会に落とされるのかどうか、全額が指定管理者の収入になるのかどうか。そうなった場合に、駐車場の除雪、その他の管理はだれがやるのか。

それから、この自治会と指定管理者との間のトラブルはないのかどうか。結局、自治会は今委託料を市からもらっているわけですが、そのお金で自治会の活動、雪対策、いろいろやっているわけです。そういうようなことは今度は自治会がやる必要はないのか、全部指定管理者がやるのか、そういうところを答弁してください。

(建設)建築住宅課長

今、三つ御質問がございました。

まず1番目、駐車場の料金収入はどういう形になるだろうということなのですけれども、今回、議案として出しましたのは、指定管理者の制度を導入するということと、桜E団地の駐車場を拡張すること、その2点なのですけれども、駐車場の料金というのは、家賃と同じで、現在の管理公社に申し込んで、直接市の方に口座から引き落と

し、若しくは各自で金融機関で払う形になりますので、自治会が直接集金するという仕組みにはなっておりませんので、変わるものではありません。

それに関連しまして、2番目の質問なのですけれども、現在、自治会の方に駐車場の管理料が払われている扱いなのですけれども、駐車場の管理業務は、現在それぞれの自治会に業務委託をしております。全部で44自治会に委託しております。駐車場の使用料は、1台につき1か月3,040円なのですけれども、自治会の方に業務委託料として1台につき1か月305円を支払っております。今回、指定管理者の部分は、この駐車場の業務委託の部分と別ですので、駐車場の自治会の業務委託というのは、これからも変わらないという形になっております。

3番目の自治会とこの指定管理者のトラブルというお話なのですけれども、今話したように、指定管理者ということではございませんので、あくまでも市が仕事をしていくという形で対応をしていきたいと考えております。

建設部長

除雪費等はどうなるかという話ですけれども、あくまで1台当たり月305円の部分については、今、駐車場の維持管理なり、違法駐車なりのそういった管理業務でございますので、除雪費については、駐車をされる方みずからの費用で負担をいただくということですので、その305円を使う使わないは、市の方で特に決めていません。

武井委員

陳情第64号について～歩道と車道の段差解消・運河散策路のピンコロ石・障害者用の公営住宅について

陳情第64号について、まとめて言います。

この陳情第64号は、平成17年の第2回定例会で付託された案件ですけれども、これの進ちょく状況はどうなっていますか。厚生常任委員会で半分、建設常任委員会で半分、二つに分けてある陳情です。したがって、それぞれの内容が違ってくると思いますけれども、建設常任委員会に付託をされた部分で結構ですから、3点あるわけですが、答弁をお願いします。

(建設)維持課長

陳情第64号は、3項目が建設常任委員会の方に付託されております。

歩道と車道の段差解消、それから運河散策路の横石保存路の一部改良、それと障害者用の公営住宅の建設増と、この3点が建設常任委員会ということで出されておりますので、1点目、2点目を私の方から説明させていただきます。

まず、境界縁石です。奥沢十字街から天神十字街までの国道393号だと思いますけれども、このお店に障害者の方が車で来たときに、縁石が高くて入れないと、そういうような状況で低くしてもらえないかということなのですけれども、境界縁石の設置の目的というところは、車道と歩道の明確な分離だとか、車両の逸脱防止、それから雨水の適切な排水と、こういうようなものでもありまして、交通の安全対策上、15センチメートルから20センチメートルくらい車道から高くなって歩行者を守っているというような状況でございます。それで、縁石を低くすることによりまして、車両が歩道上に乗りやすくなるということで、歩行者の安全が保たれなくなるということで、車庫だとか車を何か使うところだとか、横の小路、こういうところは縁石を低くして、現在使用している状況がありますので、1軒、1軒そういう方が来られまして、店の前を低くすることになりますと、ほとんどが低くなってしまいうような状況になりますので、北海道開発局とも話をしましたけれども、やはり必要最小限ということで、現在の状況を守っていききたいと、こういうような返事が返ってきております。

それと、運河散策路のピンコロ石なのですけれども、車いす利用者にとりましては、振動が激しいということで、何とか舗装を平らにしていだきたいというような御要望でございますけれども、この散策路は、昭和50年代の半ばから昭和60年代の前半にかけてまして、運河の周辺の石造倉庫群や運河の石積み護岸等と調和するというので、あのピンコロ石を使いまして、散策路として今現在もう20年間くらい使用しております。それで、御要望の「歩きづらい」ということと、それから「車いすがドンドンと振動がする」ということで、苦情が来ている状況だという

ことでございますけれども、それをどういうふうに直したらいいかということについても、費用面や周辺環境との調和などいろいろな課題が多く、散策路の整備時、市民合意をもってピンコロ石を使ったという経緯もありますので、そういうものもやはり必要になるのではないかとということで、道の方から、そういうことをもう少し煮詰めない限りは直ちに対応というのは難しいと、こういうような返事が返ってきております。

(建設) 建築住宅課長

陳情項目三つ目の「障害者用の公営住宅の建設増加をお願いいたします」という部分の現状を説明申し上げます。

車いす対応型の市営住宅ですけれども、平成 5 年より整備を開始いたしまして、現在 6 団地で 13 戸が整備されております。さらに、今年度着工予定のオタモイ住宅 2 号棟につきましても、3 戸の車いす対応型の住宅を整備する予定であります。

武井委員

答弁をいただきましたが、市が昨年 8 月 23 日に出した回答書を読ませてもらいました。これによりますと、1 番目の奥沢本通の境界線の問題については、断っていないのですね。すべての店舗の縁石の段差解消・改善は難しいと、こういう答えを出しているのです。だから、ではすべての店舗の前はだめだけれども、どこがいいのですかというの、それが一つの疑問になっています。教えてください。

二つ目、運河周辺の敷石の道路のピンコロ石の問題ですが、直ちに対応は難しい。しかし、要望を踏まえ、どのような対策が可能か、道とも相談したいという回答を行っているのです。これで、では直ちにはできないけれども、これは希望を持っていいのですかと、こういう問い合わせがあるのですが、これについてはどういふふうになっているか。

それから、障害者の住宅の問題です。回答書では、特定目的住宅の問題の回答になっています。特定目的住宅については、将来は 3 割にしたいというふう回答になっています。ところが、今、車いすだとか、いろいろバリアフリーの問題が出ましたが、現在は 7 団地で 12 戸の予定になっていますと、こういう答弁になっているのですね。この 12 戸では、もしあなた方が答えた 3 割に達するとしたいとすれば、12 戸が 98 戸から 99 戸なければ、3 割にならないわけです。12 戸では、これはとてもではないが 3 割に達しないわけなので、これも希望を持たせていいのかなのか。12 戸がこれから 98 戸までいくといったら、これは大変なのです。ですから、それらの答弁はどういふふうを考えていらっしゃるんですか。ちなみに、現在は 329 戸のうち 12 戸ですから、3.65 パーセントです。これが今度は 30 パーセントにしなければならないという答弁ですから、これは一体どのぐらいたてばいいのか、答弁願います。

(建設) 維持課長

最初の縁石の経過の話なのですけれども、どうしても必要最小限という言葉が出てきていまして、現状が、もうあれが必要最小限ということです。それで、あと今、車のない方、それからお店をやられていない方ですとか、新しく家を建てるだとか、車を購入したというときは、自分でもって占用の届けを出して、縁石を低くすることはできるわけですけれども、今の状況で、車からおりた段階で、縁石が高いからと言われて低くすることはなかなか難しいということなので、申しわけないですけれども、一番近いところの低下の縁石のところでありたいだけはないかということなのです。

それと、2 点目のピンコロ石の件は直ちにできるという状況ではないけれども、今後、いろいろな状況で、不便を感じる方々から、たくさんいろいろな話が出てこられますと、それはお話し合いという形にはなるのでしょうけれども、今やはり市民合意で、運河周辺の景観の状況でピンコロ石を敷き詰めたということでありますから、今すぐは難しいという段階です。

建設部長

今のピンコロ石の関係について、私が小樽土木現業所長のところに行った経過があるので、私の方から話します。設置をしたときには、ピンコロ石の周り、目地といいますけれども、それにモルタルがしっかりと入っていたの

です。それが、年数がたつことによって、どうもモルタルの部分が劣化なり風化して下がってきて、ああいう状況になったという事実については、小樽土木現業所も実態として把握しておりました。実際に、先ほど出ていたバリアフリーの関係で電線類の地中化をした臨港線の山側についても、そういう状況だったのですけれども、モルタルを石と石の間に塗ったのです。そして、ある程度段差は解消した。ところが、景観的には非常に悪い状況になり、かかる費用も、ばく大な費用をかけたということも小樽土木現業所は経験されておりました。そういった中で、運河沿いのピンコロ石の部分を総体的に改修するには、あまりにも大きな財源が必要なので、直ちに直すことにはならないのだということです。そういう意味では、事実はわかるけれども、もうしばらく財源上のことを考えて理解をいただきたいというのが、小樽土木現業所の意見だったのです。実際に身体障害者の方からのクレームというのは昔からあるものですから、小樽市としても何とか財源確保しながらも、直してほしいという要請をしまいいりましたので、ある程度道の財政状況を勘案しながらの判断を待たざるを得ないという部分がございますので、報告いたします。

(建設) 建築住宅課長

特定目的住宅の数が、全体の割合に対して足りないのではないかという御質問に答えます。特定目的住宅は、市営住宅条例施行規則等でも定められているのですけれども、住宅に困窮されている方で、一定の条件に該当する方が補充されるときに申し込んで、審査を受けて入るといふものでございます。その要件の中に、車いすの方だけではなくて、20歳未満の子供を扶養する母子世帯、それから入居者又は同居者が60歳以上の高齢者世帯、収入が生活保護基準額の1.2倍以内の低所得世帯、それから四つ目に入居者又は同居者が心身障害を有する世帯ということで、これの中身は身体障害者手帳4級以上、それから知的障害の程度が中度以上などの要件がございます。現在、この特定目的住宅は、福祉部の地域福祉課の方で窓口になっていまして受け付けております。

この中で、ちょっと統計数字なのですけれども、平成18年5月17日現在で、1,027戸を特定目的住宅として使用しております。それで、市営住宅の全部の管理戸数が3,612戸ですので、3割までには御指摘のとおりちょっと満たないのですけれども、今、27パーセント弱という割合になっております。

武井委員

今お答えになった戸数などを、なぜそういうふう回答書で答えなかったのか。市の回答書の中には、この7団地しか書いていないから、さっき私が言いましたように3.26パーセントになってしまうので、もし今の答弁のように、27パーセントだとすれば、この人たちも、もう少し対応があったのではないのでしょうか。それで私は聞いたのですから、その点を答えていただいて、終わります。

(建設) 建築住宅課長

今、私の手元に回答書のコピーを持っているのですけれども、回答の言い回しがちょっとわかりづらかったのかもしれないのですけれども、前段の方に、特定目的住宅、「一般の募集とは別に募集しており、既存の住宅に関しても順次3割になるように入居事務を進めております。」ということで切って、その後、「また」ということで、「肢体に障害のある方のうち、車いすをお使いの方向けの住宅」ということで、その後で先ほど私が答弁申し上げました、順次車いす対応型の戸数を増やしていますということで回答させていただいたところです。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時52分

再開 午後5時20分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。共産党、新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して、議案第23号は否決、陳情は第61号を除き、これまでどおりすべて採択を主張する討論を行います。

議案第23号は、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案です。桜E住宅の駐車場増設には賛成です。しかし、市営住宅の管理業務を指定管理者に委託するのは反対です。公営住宅法では、その目的を「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」としています。自治体の役割が明確にうたわれているわけですが、指定管理者に移管することは、その役割が失われます。個人生活、個人情報にかかわる部分も多いことから、委託をせず、市が責任を持って仕事をすることが必要であると思います。駐車場拡大は賛成ですが、議案は一つですので、否決といたします。

陳情については、あと3回の議会を残すのみとなりましたが、すべて継続審査で流してしまうというのは、市民は納得しないのではないかと思います。除排雪や冬期の歩道確保など、直ちにできるものもあります。陳情を採択して、安全なまちづくりのため、順次整備していくよう、議会として後押しをすべきだと思います。

詳しくは本会議で述べます。以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

最初に、議案第23号、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号について、一括採決いたします。

議案は原案どおり可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案は原案どおり可決と、陳情は継続審査と決しました。

委員長

次に、議案第16号と陳情第61号について、一括採決いたします。

議案は原案どおり可決と、陳情は継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。